

令和3年11月29日 開 会

令和3年12月17日 閉 会

# 令和3年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

## 目 次

### 11月29日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	2
○開 会（午前10時00分）	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期の決定について	3
○日程第3 諸般の報告について	3
○日程第4 報第6号 専決処分の報告について	4
○日程第5 議第81号から日程第12 議第88号まで	4
林市長提案説明	4
○散 会（午前10時25分）	9

### 12月6日（月曜日）第2号

○議事日程	11
○本日の会議に付した事件	11
○出席議員	12
○欠席議員	12
○説明のため出席した者の職氏名	13
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	13
○開 議（午前10時00分）	14
○日程第1 議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第6号）	14
林市長提案説明	14
○日程第2 質 疑（議第81号から議第89号まで）	14
9番 福井一徳議員質疑	15
大西税務課長答弁	15
9番 福井一徳議員質疑	15

大西税務課長答弁	15
9番 福井一徳議員質疑	16
市原福祉課長答弁	16
9番 福井一徳議員質疑	16
○休憩 (午前10時08分)	16
○再開 (午前10時09分)	16
市原福祉課長答弁	16
9番 福井一徳議員質疑	17
市原福祉課長答弁	17
9番 福井一徳議員質疑	17
市原福祉課長答弁	17
9番 福井一徳議員質疑	17
市原福祉課長答弁	17
9番 福井一徳議員質疑	18
○休憩 (午前10時12分)	18
○再開 (午前10時12分)	18
市原福祉課長答弁	18
9番 福井一徳議員質疑	18
加藤子育て支援課長答弁	18
9番 福井一徳議員質疑	18
加藤子育て支援課長答弁	18
9番 福井一徳議員質疑	19
加藤子育て支援課長答弁	19
9番 福井一徳議員質疑	19
加藤子育て支援課長答弁	19
9番 福井一徳議員質疑	19
藤田健康介護課長答弁	19
9番 福井一徳議員質疑	20
藤田健康介護課長答弁	20
9番 福井一徳議員質疑	20
藤田健康介護課長答弁	20
12番 石神 真議員質疑	21

高瀬建設課長答弁	21
12番 石神 真議員発言	21
○休憩（午前10時21分）	21
○再開（午前10時22分）	21
加藤子育て支援課長答弁	21
11番 吉田茂広議員質疑	22
加藤子育て支援課長答弁	22
11番 吉田茂広議員質疑	22
加藤子育て支援課長答弁	22
3番 寺町祥江議員質疑	22
加藤子育て支援課長答弁	23
○日程第3 委員会付託（議第81号から議第89号まで）	23
○散会（午前10時29分）	23

12月13日（月曜日）第3号

○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○説明のため出席した者の職氏名	25
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	26
○開会（午前10時00分）	27
○日程第1 一般質問	27
1. 9番 福井一徳議員質問	27
（1）新たな公共交通再編スタートの現状と市民の声について	27
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	28
福井一徳議員発言	28
（2）令和5年度からの水道料金値上げ実施計画に関する今後の検討について	29
丹羽水道課長答弁	31
福井一徳議員質問	31
丹羽水道課長答弁	32
福井一徳議員発言	33

(3) 鳥羽川改修で、鳥羽川堤防を1メートル下げる計画について	33
高瀬建設課長答弁	34
福井一徳議員質問	35
○休憩 (午前10時37分)	37
○再開 (午前10時41分)	37
林市長答弁	37
○休憩 (午前10時43分)	38
○再開 (午前10時44分)	38
林市長答弁	38
福井一徳議員質問	38
○休憩 (午前10時50分)	39
○再開 (午前10時50分)	40
林市長答弁	40
○休憩 (午前10時51分)	40
○再開 (午前11時00分)	40
2. 10番 山崎 通議員質問	40
(1) 選挙の投票率を上げるために	40
奥田理事兼総務課長答弁	41
山崎 通議員質問	42
奥田理事兼総務課長答弁	46
山崎 通議員発言	47
(2) 一票の格差問題について	48
奥田理事兼総務課長答弁	48
山崎 通議員発言	49
(3) 女性議員も活躍できる議会	49
奥田理事兼総務課長答弁	50
山崎 通議員発言	50
3. 12番 石神 真議員質問	50
(1) はじかみ林道の整備について	50
森農林畜産課長答弁	51
石神 真議員質問	51
森農林畜産課長答弁	52

石神 真議員発言	52
(2) 情報システム各種業務委託について	52
日置学校教育課長答弁	53
石神 真議員質問	54
日置学校教育課長答弁	55
石神 真議員質問	55
日置学校教育課長答弁	56
久保田副市長答弁	57
○休 憩 (午後0時08分)	57
○再 開 (午後1時00分)	57
4. 7番 郷 明夫議員質問	57
(1) 「マイナンバーカードの普及」について	57
山田市民環境課長答弁	60
郷 明夫議員質問	61
山田市民環境課長答弁	61
郷 明夫議員発言	61
5. 2番 奥田真也議員質問	61
(1) バスの利活用について	61
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	62
奥田真也議員質問	63
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	63
奥田真也議員発言	64
(2) 山田市ファンクラブの活用について	65
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	65
奥田真也議員質問	66
久保田副市長答弁	67
6. 6番 加藤義信議員質問	68
(1) 土石流災害における盛土問題について	68
高瀬建設課長答弁	68
加藤義信議員質問	69
高瀬建設課長答弁	70
加藤義信議員質問	71

高瀬建設課長答弁	71
○散    会（午後1時53分）	71
12月14日（火曜日）第4号	
○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○説明のため出席した者の職氏名	73
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	74
○開    議（午前10時00分）	75
○日程第1 一般質問	75
7. 11番 吉田茂広議員質問	75
(1) 令和4年度当初予算編成について	75
久保田副市長答弁	75
吉田茂広議員質問	76
久保田副市長答弁	77
吉田茂広議員質問	78
林市長答弁	80
8. 4番 加藤裕章議員質問	80
(1) コロナ後を見据えた観光施策について	80
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	81
加藤裕章議員質問	82
藤根生涯学習課長答弁	85
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	85
加藤裕章議員質問	86
林市長答弁	86
○休    憩（午前10時46分）	87
○再    開（午前11時00分）	87
9. 3番 寺町祥江議員質問	87
(1) 保育園の民営化について	87
加藤子育て支援課長答弁	88

寺町祥江議員質問	88
加藤子育て支援課長答弁	89
寺町祥江議員質問	89
加藤子育て支援課長答弁	90
10. 1番 田中辰典議員質問	90
(1) 雪対策について	90
高瀬建設課長答弁	91
市原福祉課長答弁	92
田中辰典議員質問	92
市原福祉課長答弁	92
田中辰典議員発言	93
○休憩（午前11時24分）	93
○再開（午前11時25分）	93
市原福祉課長答弁	93
○散会（午前11時26分）	93

12月17日（金曜日）第5号

○議事日程	95
○本日の会議に付した事件	96
○出席議員	98
○欠席議員	98
○説明のため出席した者の職氏名	98
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	99
○開議（午前10時00分）	100
○日程第1 議第90号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第7号）	100
林市長提案説明	100
○日程第2 質疑	100
○日程第3 委員会付託	101
○休憩（午前10時03分）	101
○再開（午前10時34分）	101
○日程第4 常任委員会委員長報告	101
○日程第5 委員長報告に対する質疑	103



○日程第6	討 論（議第81号から議第90号まで）	103
9番	福井一徳議員賛成討論	103
○日程第7	採 決（議第81号から議第90号まで）	104
○日程第8	議員の派遣について	106
○閉 会	（午前10時50分）	107
○会議録署名者		107

令和3年11月29日

# 山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

## 山県市議会定例会会議録

第1号 11月29日（月曜日）

---

○議事日程 第1号 令和3年11月29日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第6号 専決処分の報告について
- 日程第5 議第81号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第82号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第83号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議第84号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第85号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第11 議第87号 市道路線の認定について
- 日程第12 議第88号 市道路線の廃止について

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第6号 専決処分の報告について
- 日程第5 議第81号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第82号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第83号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議第84号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第85号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第11 議第87号 市道路線の認定について

○出席議員（13名）

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	奥田英彦君
企画財政 課長	谷村政彦君	税務課長	大西義彦君
市民環境 課長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護 課長	藤田弘子君	子育て支援 課長	加藤法子君
農林畜産 課長	森正和君	水道課長	丹羽竜之君
建設課長	高瀬正人君	理事兼 まちづくり・企業課長	大熊健史君
会計管理者	江尾浩行君	学校教育 課長	日置智夫君
生涯学習 課長	藤根勝君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土井義弘君	書記	長谷部尊徳君
書記	山口真理君		

---

午前10時00分開会

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（武藤孝成君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、7番 郷明夫君、8番 操知子君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（武藤孝成君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

定例会の会期は本日11月29日から12月17日までの19日間とし、11月30日から12月5日まで、12月7日から12日まで、15日及び16日を休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日11月29日から12月17日までの19日間とし、11月30日から12月5日まで、12月7日から12月12日まで、15日及び16日を休会とすることに決定されました。

---

日程第3 諸般の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年9月から11月までに実施した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席しました会議について報告をいたします。

10月19日、岐阜市において、令和3年度第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が開催され、令和2年度決算など、議案を審議し、原案のとおり認定されました。

以上、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第6号 専決処分の報告について

- 議長（武藤孝成君） 日程第4、報第6号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。
- 

日程第5 議第81号から日程第12 議第88号まで

- 議長（武藤孝成君） 日程第5、議第81号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第82号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第83号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第8、議第84号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議第85号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について、日程第11、議第87号 市道路線の認定について、日程第12、議第88号 市道路線の廃止について、以上8議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 皆さんおはようございます。

本日は、令和3年山県市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、師走を控え、大変お忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今年も残すところ、あと1か月余りとなりました。

この1年を振り返ってみますと、昨年から引き続き新型コロナウイルス感染症の対応に追われた1年であり、山県市にとっても、各種事業に影響が出た年となりました。

2年前から準備を進めてまいりました第33回全国健康福祉祭、ねんりんピック2021も当初の予定から1年延期をいたしました。終息が見込めず、やむなく中止という判断を余儀なくされました。

成人式につきましては、延期はいたしましたが、今月の21日の日に感染症拡大防止対策を取り、無事に開催することができました。

なお、令和3年度の成人式は、来年1月に開催する予定でございます。

このように、各種事業の対応に大変苦慮した年になりましたが、10月に入り、ようやく新規感染者が全国的に減少傾向に向かってまいりました。

しかし、特性はまだ十分明らかではない新変異株のオミクロン株の感染が、昨日までに欧州等で拡大したとの報道がされ、まだまだ気を緩めることなく、警戒が必要であり

ます。

山県市のワクチン接種状況につきましては、27日現在で2万1,655人で87.4%、これは2回目の接種の完了でございますが、であり、今後は3回目の接種に向けて、国や県の説明を受け、山県医師会等と協力し、年明けの1月より開始する予定であります。

また、5歳から11歳の子供の接種につきましても、早ければ2月から開始できる見込みであります。

そのほかの話題といたしましては、昨年度より行っております大桑城跡の発掘調査において、これまでに伝台所と伝えられている場所から、土岐氏に關係する水をたたえた池を持つ美しい庭園と建物の痕跡を確認したのをはじめ、曲輪群では、輸入品の茶入れや特注品の花器などを含む陶磁器片、約250点が出土しました。これらの調査結果は、土岐氏の大桑城における優雅な暮らしぶりや、かなり地位の高い人がいたということを示唆するものであり、貴重な発見となりました。

今後につきましても、山県市の誇る歴史や文化の魅力を発信することで、山県市の認知度向上や市外からの誘客、そして、市民のふるさとに対する誇りや愛着心の醸成につながるよう努めてまいります。

また、6月には、東深瀬地区に公共交通の拠点として、バスターミナルを供用開始いたしました。隣接する東海環状自動車道の高架下にバス利用者用のための駐車場を整備し、パークアンドライドを推進することにより、カーボンニュートラルの実現を目指しているところでございます。

また、美山地域デマンド型交通や高速名古屋線、岐大病院線等の新設路線により利便性を高め、公共交通の再編も図りました。

さらに、バスターミナル内に整備されたにぎわいの創出を目的とした施設、山県ばすけっとでは、山県市産の素材を使った商品の販売も行われており、とても魅力ある施設であり、オープン以後、多くのメディアに取り上げられたことでたくさんの人に訪れていただいております。

今後多くの方々に訪問、利用していただけるよう、関係者と連携をして、山県のよさを発信してまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日提案いたしております議案は、報告案件1件、条例案件2件、補正予算案件3件、その他案件3件の計9案件でございます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

資料ナンバー1をお願いします。

資料ナンバー 1、2 ページでございます。

議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年1月より、市政に関する高度な政策的事項及び専門的事項の円滑な推進を図るよう、非常勤の特別職である政策参与を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例を定めようとするものでございます。

なお、政策参与の報酬は月額28万円、費用弁償は山口市職員等の旅費に関する条例に規定する7級の職務にある者の旅費額に相当する額としており、勤務時間は週15時間30分でございます。

次に、4 ページをお願いします。

4 ページ、議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、産科医療補償制度が見直されることにより、所要の改正を行う必要があるため、この条例を定めようとするものでございます。

続きまして、補正予算案件について御説明いたします。

資料ナンバー 3 をお願いします。

資料ナンバー 3、議第82号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に3億1,743万2,000円を追加し、その総額を143億1,304万4,000円とするほか、繰越明許費の補正をしようとするものでございます。

歳出の主なものから御説明いたします。

11ページをお願いします。

11ページ、総務費の一般管理費は、専門的知識を有する政策参与を新たに設置しようとするための特別職非常勤職員報酬の84万円と、10月に新しく副市長が就任したことによる期末勤勉手当100万円の減額でございます。

財産管理費につきましては、美山支所再整備に係る地域イントラネットの拠点を移設する工事請負費182万円を、ふるさと応援寄附金の増額見込みによる基金積立て5,000万円及び返礼品関係の経費2,500万円を増額しようとするものでございます。

次、12ページをお願いします。

情報管理費の1,089万8,000円につきましては、庁舎内全域でオンライン会議等を可能にするため、無線LAN環境の構築と接続端末等を整備するためのものでございます。

企画費の150万円につきましては、石畑自治会のコミュニティー備品整備がコミュニティー助成の内示を受けましたので、補正しようとするものでございます。

賦課徴収費739万8,000円は、確定申告支援システムの拡張など、課税に関するシステ



ム機器を購入する経費でございます。

13ページ、民生費の障がい者福祉費の介助用自動車助成費24万円は、購入申請者が増加したことによるもので、介護給付費1,494万5,000円及び、14ページの訓練等給付費1,635万5,000円は、障がい者の介護サービス等の利用者及び就労継続支援の利用者が増加したことによるものでございます。

児童福祉総務費の施設型給付費等負担金516万4,000円は、広域保育利用者の増加に伴うもので、次の償還金451万5,000円は、昨年度実績に伴う精算返還金でございます。

その次の放課後児童クラブの備品150万3,000円は、密を避けるため、クラブの座卓等を増やすものでございます。

15ページに、上段にわたる児童措置費の児童手当等給付事業につきましては、児童手当の特例給付に係る所得制限が変更されることによるシステム改修費等を98万1,000円追加するものでございます。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の19万8,000円及びひとり親世帯の臨時特別給付金給付事業の73万1,000円につきましては、昨年度の実績に伴う精算返還金でございます。

また、母子福祉費の128万円についても、同じく、昨年度実績に伴う精算返還金でございます。

3段目、保育園費の1,080万円につきましては、今年の夏に不具合が確認された4保育園、14室分のエアコン改修工事費でございます。

次に、16ページの上段、障がい者児童福祉費の給付費2,166万8,000円は、放課後デイサービス等の利用者等の増加に伴うものでございます。

17ページにわたります衛生費の予防費1億2,912万円は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に関する事業でございます。

最下段の予防接種事業の国庫補助金返還金80万2,000円及び、18ページ、母子保健費の26万7,000円は、昨年度実績に伴う精算返還金でございます。

環境衛生費の簡易水道事業特別会計繰出金270万円は、簡易水道特別会計で御説明いたします。

最下段から19ページにわたります農林水産業費の農地費45万円は、農地中間管理機構集積協力金3ヘクタール分の追加集積が見込まれることによるものでございます。

次に、20ページをお願いします。

20ページ、教育費の中学校費は中学校3校の美術室、高富中学校の木工室にエアコンを設置しようとする工事請負費843万7,000円及び中学校の修学旅行のキャンセル等に係

る費用82万円でございます。

今御説明申し上げましたもののほかに、財源更正のものがございますが、これらは既存の予算に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びふるさと応援基金を充当するためのものがございます。

8ページの歳入にお戻りください。

8ページ、主に歳出で御説明いたしましたものに連動するものがございますが、2枠目の国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今回補正する分を含め、対象事業がおおむね固まってまいりましたので、今回の補正に計上いたしましたところがございます。

10ページをお願いします。

10ページ、上段のふるさと応援基金繰入金は、本年度、株式会社ダイナム様から企業版ふるさと納税で頂きました寄附金100万円を、保育園の自然体験事業のために繰り入れるものがございます。

なお、今般の補正により余剰となった財源につきましては、財政調整基金繰入金を4,697万3,000円減額しております。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページ、第2表、繰越明許費補正につきましては、今回補正をいたします3回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業が来年度にまたがることから、繰越しをお願いするものがございます。

22ページから24ページには、今回の補正に伴う補正予算給与費明細書を添付いたしております。

次に、25ページの議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に130万4,000円を追加し、その総額を30億3,610万4,000円にしようとするものがございます。

31ページをお願いします。

31ページ、歳出の償還金130万4,000円は、コロナ減免に関する臨時特別補助金について、昨年度の実績額の確定に伴う精算返還金でございます。

財源は、前のページにございますとおり、介護給付費準備基金繰入金を計上しております。

次に、33ページの議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ650万円を追加し、その総額を1億3,157万7,000円にしようとするものがございます。

39ページをお願いします。

修繕費の650万円は、本年度、大規模な修繕の支払いが必要になったことによるものでございます。

財源につきましては、前のページにございますよう、一般会計繰入金270万円と簡易水道基金繰入金380万円を計上いたしております。

続きまして、その他案件について御説明いたします。

資料ナンバー1の5ページをお願いします。

議第86号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、令和2年第3回定例会において、議第69号の議案により議決をいただきました三田又川改修工事について、工法を変更したことにより請負金額を変更するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び山形市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、6ページをお願いします。

6ページ、議第87号 市道路線の認定につきましては、国道418号の旧道処理に伴い、市道富永92号線として新規に認定するもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、7ページ、議第88号 市道路線の廃止につきましては、行き止まりとなっている市道高木94号線と隣接する全ての土地について、一体利用する目的で用途廃止申請が提出され、市道高木94号線の路線を廃止するもので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 補正予算の予算案件の説明の中で、資料ナンバー3の議第83号を議第82号と申し上げました。83号に訂正をさせていただきます。よろしくをお願いします。

---

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、12月6日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時25分散会

令和3年12月6日

# 山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

## 山県市議会定例会会議録

第2号 12月6日(月曜日)

---

○議事日程 第2号 令和3年12月6日

日程第1 議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第6号)

日程第2 質 疑

議第81号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第5号)

議第84号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第85号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について

議第87号 市道路線の認定について

議第88号 市道路線の廃止について

議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第6号)

日程第3 委員会付託

議第81号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第5号)

議第84号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第85号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について

議第87号 市道路線の認定について

議第88号 市道路線の廃止について

議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第6号)

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第6号)

日程第2 質 疑

- 議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第87号 市道路線の認定について
- 議第88号 市道路線の廃止について
- 議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）

日程第3 委員会付託

- 議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第87号 市道路線の認定について
- 議第88号 市道路線の廃止について
- 議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）

---

○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番  | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番  | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番  | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番  | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君  |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	久保田 裕 司 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	奥 田 英 彦 君
企画財政 課長	谷 村 政 彦 君	税務課長	大 西 義 彦 君
市民環境 課長	山 田 正 広 君	福祉課長	市 原 修 二 君
健康介護 課長	藤 田 弘 子 君	子育て支援 課長	加 藤 法 子 君
農林畜産 課長	森 正 和 君	水道課長	丹 羽 竜 之 君
建設課長	高 瀬 正 人 君	理事兼 まちづくり・企業振興課長	大 熊 健 史 君
会計管理者	江 尾 浩 行 君	学校教育 課長	日 置 智 夫 君
生涯学習 課長	藤 根 勝 君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土 井 義 弘 君	書記	長谷部 尊 徳 君
書記	山 口 真 理 君		

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）

○議長（武藤孝成君） 日程第1、議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

資料ナンバー4、議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1億6,755万円を追加し、その総額を144億8,059万4,000円としようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

今回の補正は、高校3年生までに相当する18歳以下の子供1人につき10万円相当の給付を行う子育て世帯への臨時特別給付金給付事業のうち、5万円の現金給付分1億6,755万円を追加しようとするものでございます。

中学生以下の支給対象児童を養育している方には、児童手当の仕組みを活用し、年内に5万円を振り込む予定で進めてまいります。高校生の年齢に相当する支給対象児童を養育している方は申請が必要となりますので、議決いただいた後に、速やかに申請方法等を1月の広報紙及びホームページでお知らせし、受付を開始する予定でございます。

残りのクーポンと言われております5万円分については詳細が決まっておりませんので、決定後、速やかに対応したいと思います。

この財源につきましては、全額、国の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を見込んでおります。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

---

日程第2 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第2、質疑。

市長提出議案、議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条



例の一部を改正する条例についてから議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算(第6号)までの9議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許可します。

通告順位1番 福井一徳君。

○9番(福井一徳君) 議長から御指名をいただきましたので、7点について質疑をしたいと思います。

まず、1点目、議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算(第5号)について。資料3の12ページのところです。

賦課徴収の備品購入費739万8,000円についてお尋ねします。申告会場の密を避ける対策との説明もありましたが、確定申告のシステム関連機器は、特別今期に購入する内容なのか、また、申告会場というのはどこに設置するのかを伺います。

○議長(武藤孝成君) 大西税務課長。

○税務課長(大西義彦君) 御質問にお答えします。

御質問の備品購入費739万8,000円についてでございますが、その内訳は、確定申告用パソコン等購入286万6,000円、住民税業務スキャナーシステム機器購入181万5,000円、家屋評価システム関連機器購入271万7,000円でございます。

確定申告用パソコンにつきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、確定申告相談における市民の待機、滞在時間を削減できるよう対応するため購入するもの、スキャナーシステム機器につきましては、平成24年に購入し、耐用年数を経過した機器等を購入するもの、家屋評価システム関連機器につきましても、更新時期となる機器を購入するものでございます。

次に、御質問の確定申告会場の設置場所でございますが、昨年同様に、美山支所、伊自良支所、美山中央公民館、市役所大会議室で申告相談を行う予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 福井一徳君。

○9番(福井一徳君) 中身、今、御説明がありました。それで、申告用のパソコンについて、286万6,000円ですが、予防対策としてということですから、これは実際に各会場で機器を増設する。現状はどれだけあって、何台増設するのかをお伺いします。

○議長(武藤孝成君) 大西税務課長。

○税務課長(大西義彦君) 各会場における機器の設置状況でございますが、美山支所、伊自良支所、美山中央公民館につきましては、昨年購入させていただいた機器3台を設置させていただく予定でございます。また、山口市役所会議室におきましては、昨年よ

り1ブース増設いたしまして9ブース、申告用パソコンとしましては10台設置させていただき予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。

続いて、2問目です。

同じく補正予算の第5号、資料3-13のところでは、

障がい者福祉の介助用自動車助成費24万円というふうに計上されていますが、どの範囲が助成の対象になって、何台分の助成金なのかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

介助用自動車助成につきましては、山県市重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業実施要綱に基づき実施するもので、車椅子などを使用する身体障がい者が容易に乗降できるよう自動車を改造する経費、または車椅子などを使用する身体障がい者が容易に乗降できるよう、既に改造された自動車を購入する経費で、改造のない同型車両の購入費との差額が対象経費となります。この助成事業の助成額は24万円を限度としており、今回補正予算をお願いしておりますのは1台分の助成金です。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 福祉車両って、私も個人的に車椅子の人を連れてということでお借りしたんですけど、社協は今2台あるんですが、1台分追加というのは、どこで増える予定なんですか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 再質問にお答えします。

この助成事業は、個人が購入する車両への助成金でございまして、社協へのものではございませんのでよろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。

じゃ、続いて、補正予算の第5号の資料3の、13と14ページのところです。

利用者増によって介護給付費及び訓練等給付費が増額ということで説明がありました。実際に何人の増加を見込んでいるかどうかということと、訓練等給付による利用者の増加人員及び訓練等によって回復の状況等について分かれば御説明をお願いしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問にお答えいたします。

介護給付費及び訓練等給付費につきましては、合わせて延べ利用件数が令和2年度に比べ160件ほど増加するものと見込んでおります。訓練等給付費につきましては、令和2年度より延べ約100件ほどの増加を見込んでおり、訓練等による回復状況につきましては、就労支援で申し上げますと、令和2年度中に5人の方が一般就労に移行しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 延べ160人ぐらい増える見通しだということと、訓練のところは100件ぐらい増えるだろうということでしたので、実際トータル、合計人員について教えてくださいいただけますか。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 8月提供分までの実績と、それ以降が月平均でどれぐらい使われるかを、半年間の実績におきまして、今後これぐらい必要だろうという見込みで補正予算をお願いしております。令和2年度につきましては実績がございますので、それとの比較で申し上げますさせていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） これは延べ、合計が160人ということなんでしょうか。増加分ではなくて。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 再々質問にお答えします。

160と申し上げましたのは、月々の合計を合わせた延べでございます、延べの比較をさせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔「合計を聞いているんです」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 増加分の延べの年間の合計数という意味でしょうか。であればそれでいいです。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 令和3年度の見込みといたしましては、介護給付、訓練給付を含めて、延べで4,886件ほどを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解しました。

続いて、第5号の4番目です。

14ページのところにあります広域利用者の増加による施設型給付費等負担金516万4,000円が計上されています。現状の措置されている児童の人数についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えします。

広域保育利用者の措置児童人数につきましては、現在17名となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解しました。

じゃ、続いて、同じく補正予算第5号の同じ14ページのところです。

児童手当等給付費の79万2,000円のシステム改修委託料についてお尋ねします。改修の中身と、それから委託先についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えします。

システム改修費の委託先は岐阜県市町村行政情報センターですが、委託内容としましては、令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認するため、現況届の省略及び所得上

限額が創設され、それに伴うシステムの改修となります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今回の子供に対する給付金の関係で、児童手当のいろんな議論が今国会であるんですが、それとは別の、今まで従来決まった中身でのシステム改修というのでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えします。

今までの児童手当のシステムの改修ということで、現在の給付金のほうとは違います。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 従来の中身だということですので、理解をしました。

15ページのところです。保育園のエアコンの改修工事ということで、4つの園で14教室の改修に1,080万円ということで、1教室当たりが77万円相当というふうになっているんですけど、これ、それぞれ工事の事業者の関係については、何社かで分担するかどうか、その内容について答えられれば。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えします。

保育園のエアコン改修工事ですが、市内の施設工事で実績のある業者を入札により決定し、一括で1業者が請け負うこととなります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 市内の業者で一括して全部、4園ともという話ということでした。じゃ、最後です。

17ページのところですが、委託料の中に超低温冷凍庫温度監視業務委託料ということで49万5,000円ということで計上されています。接種予約システム開発委託料が399万2,000円というふうになっていますが、それぞれ内容と委託先についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

1点目の超低温冷凍庫温度監視業務委託料につきましては、現在、総合警備保障株式会社に委託中のごさいます。ふれあいセンターに設置してありますワクチン用のマイナス75度のディープフリーザーとマイナス20度の冷凍冷蔵庫の温度監視をしていただい

ております。適正な温度から上昇したり下がったりした場合に、駆けつけていただくのではなく、健康介護課の保健師のところに電話をいただくようになっており、職員が駆けつけて温度の確認をするものでございます。この契約を来年度まで続けるための予算でございます。

2点目の接種予約システム開発委託料につきましては、現在のところ、委託先や内容を決めてはおりません。来年度までの繰越予算のため、今後のワクチン接種の動向を見ながら、適正に使用してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 冷凍庫の温度監視委託業務なんですけど、実際にその会場に常時人が張りついているというような中身なんですか。ちょっと監視のやり方がよく分からないです。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

常時張りついているわけではなくて、遠隔で警備会社のほうに、異常があったときに情報が届くようになっております。そして、それをうちの職員のほうに電話で知らせていただいて、職員が駆けつけるというものです。その業者さんが直接来ていただいても何もできませんので、職員のほうに電話をいただくということになっておりまして、今までに1件だけ電話がありました。

以上で答弁といたします。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 以前、ちょっとドアが開いてというようなこと、事故があったんですけど、そういうことに関わられて、具体的な対策として執行されているということでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再々質問にお答えします。

そのとおりでございます。1度連絡があったのは、外気温が急激に下がったときに室温が下がりまして、冷蔵庫のほうの温度が1度下がったということで、保障会社のほうからお電話をいただきまして職員が駆けつけましたが、想定の範囲内の温度でしたので何も問題なく済みましたが、そういう状況であります。

答弁といたします。

○9番（福井一徳君） 了解をいたしました。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

○12番（石神 真君） 事前通告はありませんが、1点だけ。

資料1、議第87号 市道路線の認定についてですが、これは418号線の水品地区ですけれども、今まで県の管轄だとずっと思っていたのに、なぜ今頃、市道路線で認定するのかお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 国道418号、大一建設の前なんですけど、岐阜県のほうがやはり手違いという話で、私どもが今年ですか、旧道処理に伴い市道認定してくれということがございましたので、今回認定させていただくことになりましたのでよろしくお願ひします。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 今まで県も見落としたのかなと思っておりましたけど、今の答弁ですと、この前、418号線の畑野地区が開通したのに伴い、旧道が市道路線になった加減かなと思っておりますが、こういうものはできるだけ早く進めていただくか、県なら県の維持のままにさせていただくように、うまいこと話合いができなんだのかなと思っただけでございますので、もう再質問はしません。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。

保育園の工事についてですけれども、エアコン改修工事ですが、市内の施設工事と申し上げましたが、市内等のというふうに訂正させていただきますので、よろしくお願ひします。市内業者等ということです。

○議長（武藤孝成君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） それでは、今日上程されました議第89号に関しまして、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

国の臨時特別給付金の事業なんですけれども、中学生の皆さんまでは自動的に給付をする。それから、16歳以上の高校生に関しては申請をしていただくという話です。自動的に給付される対象の人数と高校生の対象の人数と、今、人数が分かりましたらまず教えていただきたいです。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

15歳までの対象人数は2,280名です。16歳以上の人数になりますが、710名になります。新生児が見込みとして64名と、安全率として公務員等、勘案分を含みますと1.13を掛けますので、中学生以下は2,641名となります。高校生につきましては710名ということで、支給児童数は3,351名となります。

以上、答弁させていただきます。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） ありがとうございます。

こういう議案が上がるときに、私、いつも実は思うんですけれども、これは政府のほうから児童手当を受給している子供に関してはもう自動的に給付をする、それ以外は申請をするというようなことに決まっているんです。例えば、申請をするということは申請をし忘れるというような方の可能性もあるわけです。山口市に関しては、高校生も自動的に支給しますよと、そういうことにするというようなことは不可能でしょうか。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えします。

国の制度として、高校生に相当する年齢の方については申請制になっておりますので、今のところ広報とかホームページ等に周知しまして、申請していただくということで、こちらから自動的にということは今のところ考えていないところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 同じく続きまして、資料4の7ページ、同じ件でお尋ねをしたい



と思います。ちょっと理解ができなかった部分があるので、確認も含めてお願いします。

先ほど、残りのクーポンについては、また決まり次第ということでお話がありました。申請を行っていただくということなんですけれども、この申請については、負担金、クーポン関係なく1回で終わるのか、それとも2回申請が必要なのかお聞きします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

現金給付等クーポンにつきましては、それぞれの申請に、今のところというか、申請となりますので、そのようになると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、議第81号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第6号）までの9議案に対する質疑を終結いたします。

---

### 日程第3 委員会付託

○議長（武藤孝成君） 日程第3、委員会付託。

議第81号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第6号）までの9議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、御手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

9日には総務産業建設委員会、10日は厚生文教委員会、それぞれ10時から開催します。なお、コロナ感染防止対策のため、会議室は全員協議会室としますので、御承知願います。

13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時29分散会

令和3年12月13日

# 山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和3年第4回

## 山県市議会定例会会議録

第3号 12月13日(月曜日)

○議事日程 第3号 令和3年12月13日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	奥田英彦君
企画財政課 長	谷村政彦君	税務課長	大西義彦君
市民環境課 長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護課 長	藤田弘子君	子育て支援 課長	加藤法子君
農林畜産課 長	森正和君	水道課長	丹羽竜之君
建設課長	高瀬正人君	理事兼 まわり・企業支援課長	大熊健史君
会計管理者	江尾浩行君	学校教育課 長	日置智夫君

生涯学習課 藤 根 勝 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君  
書 記 山 口 真 理 君

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、一般質問をしたいと思います。日本共産党の福井一徳です。

まず、3問したいんですが、1番目、新たな公共交通の再編スタートの現状と市民の声について、理事兼まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

山県市は、高齢化が進む中、公共交通会議で新たな公共交通の在り方を検討してきました。バスターミナルの移設を契機に、ここを起点に新たな公共交通を再編することとし、美山地域はデマンド型の新規運行、一部神崎線は減便の上で残す。ハーバスの運行地域はカバーできていない地域に巡回線を東西2コース運行する。ただし週2回のみ。岐阜大学病院線を新たに設ける。以上が再編計画の内容で、2年間にわたる実証実験を経て、今年6月のバスターミナル完成により新たな公共交通がスタートしました。

そして、11月の議会の全員協議会の場で利用状況の報告がされました。ハーバス路線は1日25便、1,605人、神崎バスターミナル線、9便、263人、市街地巡回線は、週2回、20便で244人、美山デマンド型、8便、263人など、合計で月平均すると、2,676人の利用がありました。また、10月から新たに岐阜バスが運行を開始したバスターミナル本巣モレラ土日祝日10便が778人あったとの報告でした。

美山地域のデマンド型については、一部神崎線について地元から定時定路線にしてほしいとの意見が出され、利用状況の結果から減便の上で、神崎から谷合経由バスターミナル線が運行されることになりました。

また、ハーバス線の巡回線は、東西ともに週2回の運行になり、病院への通院を考えると、週2回の定曜日では、例えば岐北厚生病院への通院の方にとっては、診療科によっては運行のない日も出てきます。

以上を踏まえて、理事兼まちづくり・企業支援課長に3点お伺いをいたします。

1点目、6月開始から現在までの各路線の利用状況の評価について、簡潔にお願いを

いたします。

2点目、例えば、今回の路線の一部ルート追加やバス停の増設などを変更しようとする、具体的な手続はどのようなことが必要になるでしょうか。

3点目、美山地域の神崎線は、谷合地区の方はデマンド型交通は利用できません。そのために、辻石・三日月地域の方は、遠くの谷合バス停まで出るしかありませんが、この地域だけ例外的にデマンド型交通を利用できるように対応することはできませんか。

以上3点、お伺いいたします。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、各路線の利用状況の評価ですが、再編後、半年ばかりであることと、コロナ禍で正当な路線ごとの評価ができない段階であると考えております。このような中でも一部では多く利用いただいているところもありますが、まだまだ利用いただけないところもございます。利用促進を図るとともに、今後も運行状況に注視してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、路線の一部ルート追加やバス停の増設につきましては、申請内容に応じて必要な手続が異なるのですが、一般的な手続としては、まず、山縣市公共交通会議での審議、承認を受け、続いて、中部運輸局岐阜運輸支局へ申請許可を経て変更が可能となるものです。

一方で、山縣市公共交通会議に諮る前には、警察機関や道路管理者、運行业者、地権者など十分な協議調整が必要となることを申し添えます。

御質問の3点目、辻石・三日月地域での美山地域デマンド型交通の例外利用についてでございますが、この地域の公共交通の利用には、地理的に不便があることを認識しているところでございます。

一方で、この半年、運行状況とその利用状況が把握されつつあるところでは、運行台数や運行スケジュールを踏まえて、どのような対処方法があるかについて必要な検討をしてみたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ありがとうございました。

再編後、まだ半年ぐらいということと、コロナ禍という話でしたので、今後、利用促進を図るということでした。私も巡回線なんかは利用が少ないというようなところもありますので、地域に行って、ぜひ利用してほしいというようなお話もしています。この

間、コロナ禍という状況でなかなか自治会で集まったりとか、いろいろ議論をするような場も少ないということもあって、そういう意味では新しくスタートしたんですけど、まだまだ周知徹底、利用していただくという意味ではいろいろ努力をする課題があるかなど。先ほども利用促進を図るというふうにおっしゃいました。ほかの市町に行って、いろいろ視察をしても、いかにやっぱり住民の人たちに利用方法等を含めて周知徹底するかと、利用していただくかということが非常に課題だと言われているので、ここは引き続き、利用促進に全力を尽くしていただきたいなというふうに思います。

路線の経路内容ということについては、もう少し幾つか、実は、例えば、梅原地域、高田だとか、そういうようなところもハーバスの路線をいろいろ変更してほしいとか、要望等はあるんですが、コロナ禍で必ずしも地域の中で十分意見集約ということができないというような状況も出されていきました。

今後はやっぱりそういう意味では、地域でそういう皆さんの声をきちっと集めるような方向を含めて、ぜひそういう様々な地域の声を集めていただくような努力をしていただきたいと思います。

3点目のところは、必要な検討をするという話でした。今回、デマンドについては、例えば黒田地域だとか、赤尾だとかという地域も走っていないということがあって、予約を聞いて回って、場所は各自宅というふうにはならないんですけど、集合所を決めてやっているということがありますので、ぜひ辻石の地域だと、実際にかなり距離があるんですよね。だから具体的に例外的な措置で、その地域の利便性を高めるというために、なるべく早く検討していただいて、実現をしていただきたいというふうに思います。

地域でも、これからやっぱり高齢化が進んでいくという中で、この公共交通問題というのは非常にこれから大きくなってくると思うんですよね。免許返上だと、返上しても、その後のやっぱり足がないとかということでもいろんなところで問題になっているので、新しくバスターミナルを機にしてこういう再編をつくってききましたので、ぜひこれを各地域で徹底するということが、広報なんかのいろんな宣伝なんかも含めて強化をしていただきたいという要望を出して、この点については確認をしたいというふうに思います。ぜひ辻石については、一日も早い実行をよろしくお願いいたします。

続いて、2点目の課題です。

令和5年度から水道料金値上げ実施計画というものが出されていきましたので、今後の検討について水道課長にお尋ねをします。

市が作成した山県市水道事業経営戦略では、令和5年から令和11年にかけて水道料金の50%の値上げを計画し、当初、令和5年に30%、令和8年に10%、令和11年に10%と

3段階で値上げをして、通算で50%の水道料金の値上げをするという計画になっています。

その理由は、人口減少によって水道の利用量が令和元年と比較して市水道、簡易水道の両水道で約14%の減少になると。一般家庭が両水道とも約85%前後を占めているということです。

そして、2点目は、高富・美山地区の管路のうちに、敷設から30年から35年を経過した管路が全体の約18%に当たる。この67キロ及びこれらの取替え敷設が今後必要になってくるということで、これらを勘案すると、赤字にはできないので、値上げをして採算を合わせる計画であるというような記述でした。

6月議会では、一般論として公営企業の独立採算の考え方から、受益者負担の原則で一定の水道料金の改定が必要であること、一般会計の持ち出しを増やせば、他の市民サービスの施策ができなくなり、慎重な検討が必要である。他市町村と比較し、安いほうで値上げ後も上位10位だ。今後は水道事業審議会で審議を重ねながら、慎重に検討をしていくという答弁でした。

私は9月議会ですらに具体的な計画の内容を提示して、50%値上げすることで、8年後の令和11年度には水道事業が累積の黒字で2億5,706万円から4億7,580万円、2億1,874万円も利益が増える勘定になる、これは具体的な数字計画に基づいて示しました。なおかつ、その後の投資経費の返済額が12年後には約5,800万、15年後には9,500万減っていくと。補助金等のこともありますから、丸々全額がその分減るわけではないということは承知していますが、この点からも黒字が増え続けるというような傾向になるという見通しを見てとれます。50%ではなくて、そういう意味では圧縮をすべきではないかというふうにただしました。これに対して市長は、50%値上げありきではないと。現時点の計画であり、年度を踏まえて値上げについては慎重に進めていきたいという答弁をいただきました。

そこで、水道課長にお尋ねをします。

まず、1点、計画では当初、令和5年から30%値上げ予定でしたが、市長答弁からも、起案は大幅な圧縮基調と考えられますが、どの程度を初年度、起案提案とするのか。

2つ目は、市長のモットーでもある対話と共感に即して、市民との対話の場をどのように設ける計画でしょうか。

3点目は、今後の水道事業審議会の開催計画の予定と、市民との対話を踏まえた審議スケジュールをどのように想定されているか。

以上の3点についてお尋ねをいたします。



○議長（武藤孝成君） 丹羽水道課長。

○水道課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、どの程度の改定率を起案提案とするかについてでございますが、水道法並びに同法施行規則に定める、水道料金はおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることを基本として、適正な原価に照らし検証した数値を基に、今後開催する水道事業審議会においてお示しして審議いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

御質問の2点目、市民との対話の場をどのように設ける計画かについてでございますが、水道事業審議会での審議をはじめ、広報やまがた及びホームページへの掲載や、それに伴う意見募集、また、連合自治会等を中心とした広報活動を実施することで、市民への対話と共感としていく予定でございますが、周知方法につきましても、今後、水道事業審議会とも協議し、情報提供と周知徹底に努めてまいり所存でございます。

御質問の3点目、水道事業審議会の開催計画予定と審議スケジュールについてでございますが、今年度の水道事業審議会の開催は、この12月と来年2月を予定しており、令和4年度も引き続き継続して開催していく予定でございます。

料金改定に関しましては、慎重なる審議が必要と考えておりますので、市長からの諮問後は、開催回数は未定としております。水道事業審議会の答申の後は、答申内容を踏まえた計画を策定し、水道利用者である市民の皆様の御理解が得られるよう、丁寧な説明に心がけてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 再質問をさせていただきます。

今、値上げについては、3年間を通じて均衡を保っていくような中身で解決策を考えたいということで、審議会に答申をするというふうにおっしゃいました。

9月議会の中で市長の答弁もありましたけれども、50%の値上げありきだということではないということですし、私が具体的に出されている計画書で試算しても、2億ぐらいは余裕を持って進んでいくということですので、少なくとも要するに審議会に、計画にあったような、当初30%というような起案はないだろうというふうに思いますが、その辺りについてどのように考えているかという点を1点お聞きしたい。

それから、2点目の対話のところでは、実際に審議を経ながら、ホームページだとか、広報やまがた、自治会等のところでいろいろ情報提供しながら意見を聞くということでした。これ、実際に、例えば審議会に答申をお願いしますよね。大体出された原案に基

づいて議論をするんですが、大方の審議会はそのままずっと行く例が多いんですね、この間を見ても。そういう意味でいうと、市民の皆さんに審議会ごとに情報提供をして、意見を集約しながら、何らかの形でそれが反映されるというような仕組み、とにかく知らせるということだけではなく、何らかのその審議会のやり方というのを工夫できないかというのが2点目です。

開催については十分審議をしたいということですので、これは、この間の市長答弁でもあるように、市民の皆さんも含めて、今のこの山県市をどういうふうにしていくのかという意味では、慎重審議をぜひしていただきたいというふうに思います。

水道事業そのものは、私は基本的にこういうものについてはやっぱり憲法に基づいて、生存権に基づいて、国として施策を5割ぐらい例えば負担をすとかというやっぱり補助制度が必要だというふうに思います。この総選挙の中では、一部そういう議論も出たりしてましたので、ぜひ要するにそういう国に対して補助制度をつくってくれという要望もいろいろしたいと思うんですが、そういうことも踏まえながら、慎重に審議をしていただきたいというふうに思います。

そういう意味での審議会の持ち方について、どのように進めていくのかということ水道課長に再質問したいと思います。

○議長（武藤孝成君） 丹羽水道課長。

○水道課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、実質何%の改定率を出されるかということでございますが、今月12月に第1回目を実施する予定ではございますが、第1回目につきましては、水道事業の現状と経営の見通しということで、現状を委員さんの方に知っていただくということで、実質、料金の見直しについて、こちらのほうから案を提案するのは2回目以降というふうに一応計画してございますので、実質、今のところ、何%かという御質問に対しては、今現在では検討中でございますという答弁に控えさせていただきます。

それから、第2点目でございますが、市民参加の手法としましては、アンケート調査、パブリックコメント、審議会、委員会、市民会議など様々挙げることでございますが、水道事業審議会につきましても、水道事業の経営事項について調査審議し、経営の適正化を図るために設置されてございます。また、委員には受益者代表として6名の市民の方にも入っていただいておりますので、審議会で審議していただくことも市民参加の場と位置づけてございます。

なお、議員からの御発言にもございましたが、広く御意見を伺うというところで、水道事業の現状と経営の見通しや在り方などについてまとめたものをホームページ等に掲

載いたしまして、アンケートを実施し、意見募集する計画ではございます。そこでいただいた意見を取りまとめて審議の中でも取り上げて、審議の参考とすることも考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上で再質問のお答えとします。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 改定率については、現状ではまだ検討中という御答弁でした。3年ごとに見直しということですが、具体的なやっぱり数字から見ても、6億ぐらいの費用がかかるよということもはっきりしていますし、それをカバーするその値上げ案でいくと、8億ぐらいの収入構造と、いろんな状況があるから単純にそのとおりいくかどうかというのは随時見ていく必要があると思うんですけど、少なくとも計画そのものについては、さらに2億ぐらい増すということですので、計画ありきではないという話でしたから、当初、30%の計画ということからはないだろうということを確認して、ぜひそういう意味ではしっかり市民の暮らしも考えて検討してほしいというふうに思います。

それから、ホームページで上げることと、それから広報等で伝えながら、アンケートなんかも実施する計画ということでしたので、ぜひやっぱり広く市民の皆さんに知っていただくと。実際にどういう状況かということをやっぱりきちっと理解していただくということも私は大事だというふうに思うので、何でもかんでも値上げはゼロだとかというようなつもりはないんですけど、我々はどのように考えていったらいいかという意味では、市民の皆さんと一緒に考えてというやっぱり立場で、徹底をして進めたいと。私も積極的に傍聴等を含めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃ、続いて、最後の3点目の質問に移ります。

鳥羽川改修で鳥羽川堤防を1メートル下げるといような計画について御質問します。

最初に、まず私の立場ですけれども、私は鳥羽川の改修促進をする期成同盟の顧問です。促進を図る、本当にこの地域でのやっぱり水害を防いでいくということは非常に大事だというふうに思っていますので、早期実現を願うというような立場でこの問題を基本的に取り上げているということがまず大前提です。その上で、幾つかお聞きしたいと思います。

9月市議会で、富岡橋の架け替え工事に伴って、富岡小学校の児童の通学路の安全対策について取り上げました。通称、なわてと言われる北側の道路の車道4メートルと歩道2メートルの間にガードレール設置の要望についても工事業者が決まり次第、関係機関と協議しながら安全対策に努めるという答弁をいただきました。そして、その議論の

中で、私が頂いていた図面の中では堤防を1メートル切り下げて仮橋を架けるという点についてお尋ねしたところ、答弁は、仮橋の件で1メートル下げるとするのは、現況、私もはっきりちょっとお聞きしておりませんでした、協議の中で県の河川課とそういう話になったとお聞きしている次第でございますという答弁をいただきました。

実は、その答弁があったんですけど、その後に課長さんともお話をしたんですが、最終案のところでは、橋そのものについては1メートル下げるという計画ではないということだというのを、答弁と若干ニュアンスは違っていました、お話を聞きました。

橋そのものはそうだということなんですが、実は富岡橋の架け替え工事に伴って、県の河川課より工事計画書を頂きました。この中で、鳥羽川改修というのは、5年確率、つまり、5年に1度の豪雨災害に耐え得る基準で改修されるというふうになっています。その際に、現行の鳥羽川の川幅を拡張して、河床を下げる。流量を確保する。流量とは、ある断面、流水断面を通過して1秒間に流れる水の体積をいうわけですけれども、そうした計画になっていると。現状160トンが、159トンと書いてありました、この改修工事で220トンに増加するということになりました。ここだけを聞いていると私も、そうだな、安全になるな、川幅が広がって河床を下げるからというふうに理解をしていました。

鳥羽川改修というのは、昭和51年9月の豪雨災害を経験して、洪水対策として川幅を広げるとともに、石田川、三田又川、新川と複雑に合流している河川をスムーズに合流するように工事を始められました。今回の流量拡大60トンというのは、5年確率220トンの改修ですけれども、20年確率の場合の流量が305トンです。220トンの改修では明らかに対応できない。

そこで、建設課長にお尋ねをします。

5年確率の流量計算によると、理論的には堤防高を1メートル下げることになる。ハイウォーターになる、レベルが下がるということですね。これはそうなんですけど、あくまで5年確率の場合です。最近では線状降水帯など、近年の豪雨は予測し難い甚大な被害をもたらしています。わざわざ1メートル堤防を低くすると、甚大被害に際しては越水の可能性も出てくるのではないかと。わざわざ現行の高さの堤防を低くするのではなくて、今後の治水対策の観点からも、現行の堤防高を維持することが将来の氾濫リスクヘッジにつながると思いますけれども、課長の見解をお伺いいたします。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 御質問にお答えします。

御質問の鳥羽川改修で鳥羽川堤防を1メートル下げる計画についてですが、初めに、鳥羽河川改修事業については、議員も御承知のとおり、岐阜県の事業でございます。そ

ここで、岐阜県にお聞きしましたところ、この鳥羽川改修事業は、河川法に基づく河川整備計画で定められた整備目標である、おおむね5年に1度の洪水を安全に流下させる計画となっております。

この計画では、立体交差をしていた三田又川の付け替えが完了したことに伴い、これまで制限されてきた鳥羽川の河床高を低下させることができるようになりました。

河床をおおむね1メートルほど切り下げることで、洪水時の水位を地盤の高さ、いわゆる鳥羽川沿いの田面の高さまで下げることができ、氾濫の危険性が少なくなり、さらには、川幅を広げるため、右岸の堤防の堤内地側に新しい堤防を造り、古い堤防を撤去しますが、新しい堤防の高さは河床の切下げにより、洪水時の水位が下がるため、現在の堤防より低くなります。また、左岸の堤防についても、右岸とのバランスを考慮して同じ高さに切り下げられます。

鳥羽川では合流先の伊自良川を含む流域で一貫した改修計画を策定しており、上下流の治水安全度のバランスも考慮して堤防の高さを設定し、新しい堤防の計画高さは、将来的な数値目標である20年に1度程度の洪水である毎秒305立方メートルの計画に合わせた高さになっているとお聞きしております。

山県市としましては、こうした岐阜県による鳥羽川河川改修事業が早期に進むことにより、治水の安全性が高まることを期待しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 鳥羽川を1メートル下げるということで、県の事業だというお話でした。それはもう当然、私も理解しています。それで、具体的な計画としては、5年に1度で立体交差をやめて流れを変えるとか、現在工事をやられていますので、それは理解をしています。

河床を切り下げると、ハイウォーターレベルは下がるので、その分、堤防の高さを低くすると。それで、右側を引堤にして川幅を広げるということで、私も以前、市長からもそのようなお話も聞いていましたし、川幅を広げて河床を下げるので、まあ、いいかなというふうに思っていたんですけど、でも水害の場合にどういうふうに改修計画前提を考えるかということがあって、100年に1度の水害みたいなことに備えるということになると莫大な費用がかかるわけですね。今、千曲川の氾濫等があって、50年に1度だか、50年確率とか、いろんな形で全国で改修工事が進んでいます。

鳥羽川というのは、129年前、明治、今からいって25年、1892年に濃尾の大震災があって、この富岡地区全体がもう干ばつしたと。鳥羽川は排水機能がやっぱり失われてしま

って、230、当時でヘクタールが35日間冠水したというようなことが書かれていました。このときにこういうことがあったので、今のサイホン方式で流れをとというようなことも工事でその後ずっとされたようです。

45年前、昭和51年の1976年、今から45年前に9月11日の台風17号で大水害。鳥羽川が氾濫して、浸水面積220ヘクタールといってもぴんどこないんですけど、665万坪というところが水につかって、相当家屋の被害も出たということで、何億という、何十億、そういう被害の記録も残されています。これを契機にして鳥羽川をしっかりと改修しようということで始まったということですね。

その後、24年前、平成9年なんですけど、これも御存じのように、河川法が改正されて、今までは国がこういうふうにしてやるよというふうに来てきたんですけど、それぞれ地域の歴史とか地形とかいろいろあるので、実際に住民の参加ということと、それから、もう一つは関係地方公共団体の長の意見をやっぱり聞いて、そういう計画をつくりましょうという、これが主な中身で河川法が改正をされたんですね。

いろいろこの間、河川法に関わったり、河川工学の本もいろいろ買って、ずっと読んでですけども、それで、ちょうど18年前になるんですけども、平成15年2月28日に鳥羽川改修で鳥羽川づくりワークショップ提言書というのが出ているんですね。これ、18年前の資料です。15年から18年ですね。全部持っています。このワークショップというのは、先ほど言われていた、お話ししたように河川法が改正されて、地域のいろんな声を聞きながらやっという一環で具体的に始められた。このワークショップをやった当時は高富町でした。主催は岐阜県の建設事務所、河川砂防課と高富町役場の都市計画課で開いたということで、ずーっとこれは開くたびにまとめをして、『高富鳥羽川づくり』という、こういう広報をずっと出しているんですね。これが9号まで出ました。

これを私、全部、この資料に目を通したんですけども、第1回のワークショップのときに、岐阜県の建設事務所の河川砂防課の伊ワタヒデアキという課長が、こういうことを報告されたというのが載っているんですけども、鳥羽川を含めた一連区間の河川改修は、20年に一回の確率で起こる可能性のある洪水に対しても対応できるように行います。治水に関する数量など基本的な大枠は、本流流量550立方メートル、パー・セカンドですけど、を確保することと河川整備計画でしていますが、川幅とか護岸の形状等については地域住民の方と意見集約を踏まえて決定をする方向であるというふうに説明がされています。

当時は、市民の皆さんに募集をされて、このワークショップのところで、この名簿も

手元にあるんですけれども、62人ぐらいでした。ずっとお名前を拝見すると、各地でいろいろ御活躍をされている方、された方々が名を連ねられています。ちょうど1年4か月ぐらいかけて、9回でワークショップをずーっとやっているんですよ。どういう形が望ましいかということで、それをまとめて出したのが提言書というふうになっています。

この提言書を出したのが平成15年2月28日なんですけれども、その年の4月1日に山県市、合併して山県市が発足しているんですね。だから、高富町の時代で提言を出して、それを山県市に引き継ぐという形になってきているというふうに思います。

この時点で、鳥羽川改修は20年確率で行う計画というふうになっているんですけれども、現在は5年確率で改修工事がなされている。将来的に20年確率というようなことが言われている。

そこで、市長に2点お尋ねをしたいんですが、1つは、市長は20年確率の河川改修計画というふうに高富町時代に報告をされた、県の河川課長ですね。それが5年確率に変更されているんですよ。これ、変更された事実をいつの時点で市長は認識されたのかということが1点。

それから、2点目は、変更にあたっては、市長も御存じのように、平成9年に河川法は改正されて、河川法第16条の2において、市長との意見を聞くというふうになっているので、平成15年2月28日の提言後に、4月1日から山県市になっているわけですね。だから、したがって改修計画が20年確率から5年確率に変更される際に、県に意見表明をしているはずなんです。どのような山県市は意見表明をしたのか、この2点について市長にお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時41分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

県が鳥羽川改修に関する5年確率と20年程度の洪水での対策ということでございますが、あの当時、合併前の20年確率から5年確率に変わったというその事実は、いつ変わったのかとかですとか、そういった変更になったということは、私は存じ上げておりません。

そして、2つ目の知っていたかということ、2つ目の県に、すみません、2つ目は、2つ目の内容は。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○市長（林 宏優君） 1点目と2点目は関連しておりますが、私はそういった二十数年前の計画の確率と、現在、整備を進めていただいております洪水確率について変更になったということを知りませんので、そういった内容につきましては分からないということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 再々質問、今を受けてですけれども、なぜこれをお尋ねするかということなんですけど、5年確率で改修工事が進められているということで、今、これ、改修の現地の写真です。20年確率の洪水が来たら、堤防を1メートル下げることによって、鳥羽川に越水が起きるんじゃないかと。そうすると、東深瀬とか西深瀬に水があふれ出ることになるのではないかなど。昭和51年の災害になったら困るなど。近年は線状降水帯等で、もう洪水が突然来て、大規模で、集中してというようなこともあったりするので、気候危機による災害に対する国が強靱化計画を立てて、ちゃんと整理しましょうということで、補正予算も含めて執行されています。

そういう点から考えると、堤防を低くするというのはちょっと逆行しているんじゃないかと。河川工学の本なんかを読んでいても、対策としては堤防を強化するとかというのは出てくるんですけどという点と、それから、昔から百間堤があって、鳥羽川堤防によって伊佐美地域は遊水地になっているんですけども、あの百間堤で多分できたのは江戸時代に遡ると思うんですけど、256バイパスの道路整備事業でも、もうその機能を低下させてはいけないということで水害問題についていろいろ私は重視をしているんですけど、仮に20年確率で追加改修計画を行うとしても、例えば県の工事図面を見ていると、20年後の確率に向けた、例えば根入れという専門的な話になるんですけど、そういうようなのは浅くて再改修ができるような工事内容にはなっていないです。それは、県としては違う方法を考えているかもしれないんですけど、そういう疑問があるということですね。

もし鳥羽川の堤防を1メートル下げたら、百間堤の機能は失われて、椎倉川とか鳥羽



川の水が東深瀬に流れ込んでくるというふうになると、51年の9月のときのように浸水の危険性がさらに増すということも考えられると。

県に対する情報公開で聞いたんですよね。要するに堤防を下げる、切り下げるといようなことを現実的に今までも工事であったのかというふうに聞いたんですけど、長良川の圏域の中で河川堤防を低くするという工事の事例は残っていませんと。つまりやったことがないから残っていないと思うんですけど。そういう意味でいうと、鳥羽川が初めてなんですよ。

じゃ、どうするかといったときには、例えばですけど、現在、切り下げたところに、例えば特殊堤を造るとか、いろんな対策がいろいろ取れるんです。私が再々質問でお聞きしたいのは、20年確率から5年確率になると、5年に1度の水害なので、危険性が増すというのは一般的にはそうだと思うんですけど、河川工学上から考えてもいろんな疑問が出てくるんですよ。ただ、こういうことに対して、一切、市民のレベルでいうと、そこまでの説明がされていない。だから、市民の命や財産に直接関わる事業なものだから、県に対して、市民に対するやっぱり説明会を何らかの形で開いてほしいと。

実は、東深瀬の自治会連合会長さんが県に説明会を開いてほしいというふうに要望を出されていて、県としては、説明会の開催は山縣市さんと調整するというふうなお答えもいただいているんですよね。だからぜひ山市長のほうとしても、こういう説明の場を設けていただきたいという、その点はどうかというのが1つと、2つ目は、先ほど5年確率に変更しているの、県への多分、見解があると思うんです、これでいいとか、いろんなことも含めて。なぜかという、要するにそれぞれ地域歴史とか地形があるので、そういうこともきちっと管理をしながら河川計画を進めていくんだということが、河川法の改正の趣旨だったんですよね。そういう意味でいえば、山縣市に私は公文書として残っているのではないかというふうに思うので、ぜひ残っているのであれば、市民に公開をしていただきたいと。

先ほど御存じないというふうにお話あったんですけど、これ、これもまた古い資料ですけど、これ、高富町時代の手書きなんですけど、ここの中には、20年確率ということを書いてあるんですよ、ちゃんとメモで。ということなので、恐らく残っているのではないかなというふうに思うんですけども、2点目、そういう中身についてぜひ公開してほしいという2点、お尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） まず、1点目の御質問でございますが、鳥羽川改修に関する工事の地元説明会をとということでございますが、これは県とよくまた相談をさせていただいて、検討はさせていただきたいと思っております。お約束をするわけではございません。検討をさせていただきます。

そして、2点目の20年確率から5年に変更になったときの、そうした確定的な県から通知があったとか、そういったことにつきましては、この後、調べて、議会が終わってからもお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時から再開いたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位2番 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） それでは、許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

投票率を上げるために御尽力いただいているところですが、思うように投票率が上がらないのが現実です。1998年から投票所での投票の締切りが午後8時に延長されたが、その前までは午後6時であった。期日前投票が理解を得られるようになって、有権者も投票する時間の選択の幅が広がられたと思っております。選挙とは住民の多数の意思によって決める行為です。本来からいくと、投票率アップは政治の関心やら、魅力度が増すことであって、時間の長短ではないと思っております。政治の魅力とは、個人がそれぞれの受け止める問題でもあります。民主主義の根幹である選挙に参加することは、国民の義務だと思っております。今回は、投票率を上げるための投票場所の環境問題を取り上げます。

以前、富岡地区は、鳥羽川の堤防を挟んで東側は富岡小学校の体育館で行われ、西側は、高木地区、西深瀬地区は西深瀬にある富岡公民館でしたが、その後、しばらくは法務局の跡地を利用しており、突然、今年の初めに県知事選が行われたときに、東側の一部を除いては東深瀬公民館で投票場所が設置され、堤防西側は富岡公民館となりました。

東深瀬公民館を利用した投票率の結果はいかがでしたか、お尋ねします。

東深瀬公民館は、東深瀬共有地財産管理委員会の所有物であり、市役所の管理されているものとは異なります。旧の部落と呼ばれた頃の共有財産であり、古い建物で電気が辛うじて引かれているだけで、食事も困難で、また、用便も近くの本郷公民館のトイレを借りに行かなければなりません。もちろん電話もありません。緊急時の連絡は困難です。投票率を上げるのに奮闘しておられるのに、あえてこの場所を選び、変更された理由が分かりません。

そこで、4点、理事兼総務課長にお尋ねします。

使用の許可は受けていますか。

使用料の支払いは済ませていますか。

投票率は上がりましたか。

今後も東深瀬公民館を利用されますかをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

富岡地区の投票所につきましては、以前は富岡東投票区が富岡小学校体育館、富岡西投票区が富岡公民館を投票所としておりましたが、東深瀬自治会連合会長より、富岡東地区の投票所を東深瀬公民館に変更してほしい旨の要望をいただきましたので、今年1月の県知事選挙より変更をいたしました。なお、その際には高木東自治会と阿原自治会については、富岡西投票区に編入をいたしております。

そこで、御質問の1点目でございますが、使用の許可については、建物の管理者である東深瀬自治会連合会長、土地の管理者である東深瀬共有地財産管理委員長、あと、トイレとか、休息所で使用させていただいております本郷生活改善センターにつきましては、本郷自治会長様に使用願いを提出して、貸与させていただいております。

御質問の2点目、使用料の支払いについては、東深瀬自治会連合会長より、こちらからの要望であるため、使用料のほうは不要であるとの言葉をいただいておりますので、使用料はお支払いはしておりません。

御質問3点目の投票率は上がったかにつきましては、前回の選挙と比較しまして、平成29年執行の県知事選挙と令和3年執行の県知事選挙の比較では、富岡東投票区の投票率は19.35ポイント、平成29年執行の衆議院議員選挙と令和3年の執行の衆議院選挙の比較では2.95ポイントほど上がっております。

御質問4点目でございますが、今後も東深瀬公民館を利用するかについてでございますが、変更したのが令和3年1月執行の県知事選挙と令和3年10月執行の衆議院選挙の

2つの選挙のみでございますので、この2つの選挙に関してはコロナ禍であったこともありまして、分析はまだしておりませんので、まだ結果を出しておりません。また、多くの地元の方の要望により変更いたしておりますので、今すぐに投票所を変更する予定は今のところは考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 総務課長、これは本当に正確な情報を答弁として使ってもらったかと疑問に思っているんですけど、1点目の東深瀬公民館に変更してほしい旨の要望があったという、そういう件ですけど、私のほうの単位自治会長に聞いたところ、そうした協議はしたことがないと言っているんです。それから、私も時々会議に出席していますが、そういうことは聞いておりません。そして、こんな大事なことは東深瀬全体で話し合うべき、あるいは回覧を回すべきであるというふうに思っていますし、もちろん議事録も見ることがありません。

それから、2点目の建物所有者は東深瀬自治会で、土地は共有地財産管理委員会との答弁でしたけど、これは、建物所有者が共有地財産管理委員会の所有で、土地はJAと、その他1名の持ち物です。本郷自治会長の使用許可を聞いたのではありません。私は東深瀬公民館の使用許可を受けたかと尋ねたのですが、質問のすり替えみたいな答弁で、これでは答弁にはならないと思います。

それから、東深瀬自治会長から要望であるため使用料は不要とのことですが、共有地財産管理委員会で審議はされていませんし、委員長もその内容は知らないと言っているんですよ。

それから、4番目に、2.95ポイント上がったというのは、どの点をどういうふうにしたか、こんな、上がったと言われても理解ができないんですが、そもそも上がるような人の出入りではなかったんですが、私も何回もそこへ行ったんですが、それから、投票所の変更予定はないということですが、これは大変ありがたいことに、これは東深瀬公民館をずっと使っただけという意味ですので、大変ありがたいんですが、来年の参議院選挙は、真夏の真ただ中で、空調設備も整っていません。話が重複しますが、洗面所も電話もないのですが、大丈夫かなというふうに思っています。中で汗だくになって仕事をしなければならぬような状況になるのではないかと思っています。

それから、建築物の利用における衛生的環境の確保に関する法律というのがたしかあったと思う、細かいことはちょっと覚えがありませんが、その点は大丈夫ですかね。

そういう話を今、しますと、何で前もってそんなことぐらいなら話してくれなんだ、

話してくれればよかったと恐らく言われると思うんですが、もう私は今年の初めに、今年の初めですよ、事前にこういうこと、今お話ししたようなことは全てお話ししたんですわ。それでも私のそういう助言を聞いてくれない。だから、私はもうこんな環境の中でやるなんて大変やなということを地元の人から随分と責められたんです。どうしてそこに変えたんやというようなことでね。特に南部のほうの人たちは、東深瀬公民館とはどこにあるんですかという電話の問合せです。東深瀬公民館へ行くための看板もなければ何もない。行かれたことありますか。公民館のところへ行くと、昔のぼやけた字で東深瀬公民館と書いてあるだけなんです。あとは何にもないんです。

それで、そのことに今、答弁はしていただいてもどちらでもいいんですけど、それで、私はこういうふうになる状況は既に分かっていました。十数年前に東深瀬公民館は老朽化したので、それで何とか役所のほうのお力添えで直していただけんかという話をしたら、そうしたら、いや、あれは市の所有するものではないのでできないというお言葉でした。あまりにも水臭いお答えやったなとそのときに思ったんですが、実は、私は今一番懸念しているのは、役所の人たちと一般の市民の方たち、我々も含めるんですけど、その乖離があまりにもあり過ぎると思うんです。

例えば、例を挙げますと、10年ぐらい前に、向イ自治会でクリーン作戦といって、溝ざらえをやるんですよね、昔からやっているんですが。そのときに高校生の少年が親の代わりに出てきて、親も用事があったので出ていったんですよ、参加したんです、ボランティアで。そして行ったら、指を大けがしたんです。それで、その当時の自治会長が献身的な方で、これはいかんでということで、いろいろ右往左往して、保険がないかということで、会社を休んでまでもやってくださったという流れがあるんです。

そのときに、もちろん私も来たんですけど、回答は、一番最初、その後は分かりませんが、一番最初の回答は、ボランティアでそれをやらせようというのが役所のほうから頼んだわけじゃないというんです。頼んだ覚えがないで、自主的にやらせておるんやったら、そちらでやらせたいという、そういう返事だったんです。それで、私はそんな、私は気が小さいもんで、よう言わんもんで、そうですかと言ってもう帰ったんですけど、その後のてんまつは分かりませんが、それで、総務課長、最近の話、金屋洞自治会のところに、このぐらいの鉄のパイプがあって、その上に防犯灯がつけてある。それで、役所の山県市というシールも貼ってある。そこをたまたま金屋洞の自治会長が見つけて、誰かが車でぶつけて、くの字に曲がったもんで、それで、これ、自治会長が、役所へ行った。私も来たんです。それでどうやったら、この結果は、金屋洞が建てたやつやで、うちではできんというお断りやったんです。こんなこと、普通考えられますか。

それから、私、今、東深瀬の白山神社の総代ですが、トイレがもう老朽化しているし、周辺的环境整備をしたいので何かお手伝いしていただけませんか、補助金か何かありません、そういう質問をしたら、いや、政教分離やできんというお言葉なんです。これ、いかにも役所と住民とか、そういう人たちと、その溝が大き過ぎて、何か市民憲章で言うでしょう、温かい心で住みよいまちをつくろうとかと言うがね。全然そんなことになっていませんし、官民一体になってやろうと言っておる矢先にこういう事例が、恐らく私だけやない、ほかにもそういうことがあると思うんです。

実は今日、出がけに、さっきも同僚議員に話したんですが、出がけに、富岡の公民館のこちら側に駐車場に車がいつも三、四台止めてあるんです。それで、そのことはいいかという御質問でした。恐らくその人の言葉を取ると、もう既に役所のほうへは来ていると思うんです。来ていらっしゃると思うんですけど、私のところへわざわざ電話をして、誰かは分かりませんよ、名前は言いません、ということは、その相談に応じてもらえないということを恐らく言っていたらっしゃるんだらうと私は思うんですが、そういうことは、これは理事兼総務課長のお力で、そういう溝が埋まるように努力をしてほしいということをお願いしているわけですが、質問であるように、質問やないようなあれですが、本題は、これ、さっきの答弁の中で、元に戻ります、投票率を上げるためにというのに戻りますが、富岡の小学校の体育館で堤防を挟んだ東側はみんな投票をしていたんです、以前は。同じ地区ですから、よく御存じやと思う。

それで、この答弁の中から飛んでいますけど、この中に旧の法務局の跡地でしばらくの間はやっていたというのを本当はここに付け加えていただかねば。これ、富岡の小学校から飛んで、東深瀬の公民館へ行ったよと、何か答弁違っているでしょう。それで、この法務局の跡地を何とかして東深瀬の公民館、老朽化して、もう元に戻らないので、大変だからこの法務局を分けてほしいという陳情を作って、もう既に提出してあるんです。

しかし、この1,000万か、1,200万か、幾らか分かりませんが、その大事な我々のコミュニティーの場を、つい先日ではありませんが、役所のほうは売却をされたんです。それで、これ、ちょっと読み上げますね。総務課長は恐らく御覧になったと思うんですが、平素は東深瀬地区の活動全般について多大なる御支援と御協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、東深瀬公民館は、御存じのとおり、建築後70年余りの歳月が流れ、その間、地域の活動には必要不可欠な存在になっていました。しかしながら、昨今は老朽化が進み、床面のゆがみや壁の剝離等による悪環境にて使用がままなりません。東深瀬公民館改修

特別委員会で再建の検討を重ねた結果、建て替え及び改修は困難という結果になりました。

そこで、山口市が推進されている公共施設等総合管理計画に鑑み、市所有の東深瀬字針崎657番地1の元法務局の跡地1,148.08平方メートルを譲渡いただきたい、買いたいと言っているんですよ、私たちは、いただきたく陳情するものです。東深瀬公民館改修特別委員会と出しているんです。

それで、要旨をお話ししますと、ちょっと長くなって申し訳ないです。東深瀬字針崎657番地1は、昭和50年8月6日に東深瀬共有地財産管理委員会委員長から旧高富町に安価で、安価でというのはもうただ同然という意味ですよ、安価で譲渡したんです。共有地財産管理委員会から旧の高富町に法務局をどうしてもつくりたいという要望があったので、お譲りしたんですわ。それで、共有地管理委員会も譲渡を承諾するという結果になりました。時を経て法務局も他地区に移転され、岐阜市のほうへ行かれましたので、その間、行ってからしばらくの間は、コミュニティーの場として自治会も各種団体ですが、どんどん使っていたんです。

それで、当該土地は東深瀬地区の中心に近い場所に位置しており、移管譲渡の暁には各種団体の活動の拠点として利用することはもちろん、自治会への入会離れが進む中においても、地域の団結及び活動に大きな役割を果たすことは間違いありません。周辺の自治会でもいまだ集會に利用する公民館が不足しており、難儀を致しているわけです。御存じのとおり、中央通り自治会と鴻ヶ池西自治会は、公民館ができていないんです。だからこれ、歩いていけるすぐそばにある大変有効なところなんです。

それで、東深瀬改修委員会においても、今後も東深瀬地域の発展のために、粉骨砕身の努力を重ねてまいる所存です。格別なる御英断をお願いします。

東深瀬公民館改修特別委員会、東深瀬共有地財産管理委員会、東深瀬自治会連合会、東深瀬老人会、東深瀬氏子総代、まだあるんですよ。これだけでとどめますけど。そういう状況なんです。

それで、こんなふうにして陳情もしてお願いをしてやってきたのに、そんな大事なところを1,000万か1,200万かで売ってしまうなんて、私なんかは本当考えられないですよ。これは、オークションというのか、競り売りというのか、何か分かりませんが、それで特別委員会って、いいかげんにちょいをつくったわけじゃないんですよ。みんなが集まって、ここに、東深瀬公民館改修特別委員会規約と、規約までつくったんですよ、きちんと。そして、ここに法務局の図面まで載せたんです、一緒に。その後に、東深瀬公民館の実情を描いた図面、これを見ていけば、さっきの答弁のような答弁にはならないです、

これ、見てもらえば分かるもので。こんなふうにして努力をしてやっているのにもかかわらず、そんなふうにして売却されてしまったら、東深瀬は集まるところがなくなってしまいうんですよ。

それで、どうしてそうも力説するかというと、例えば、梅原、梅原には公民館は1つ中心にあります、小学校の横に、これ、人口は1,328人、桜尾は1,438人、大桑は1,169人なんです。富岡は全部で6,279人の人口なんです。そのうち富岡公民館で使っているんですけど、富岡は広範ですから、当然、行き来が大変です。ですから、東深瀬地区と西深瀬・高木地区、西深瀬と高木が1つ、東深瀬が1つというふうに分けても、東深瀬は2,897人、3,000人弱なんです、東深瀬は。こちらの西深瀬と高木を合わせても3,000人強で大して変わらないんですわ。それで、高富を挙げますと、高富公民館があります。それで、東側には、昔は隣保館といいましたが、今は美里会館というと思うんですが、2つあるわけです。十分かどうかは分かりませんが、そういうふうにあるのかかわらず、東深瀬にはもう集まるところがないんですよ。

それでこんなふうにして一生懸命やってきたのにそういう状況ですが、私はいろいろ申し上げましたが、総務課長の答弁によると、今後も東深瀬公民館を利用していただけるとのことですが、さすれば、もう内装やとか整備をいろいろ考えたり、空調設備を整えたりしていただけるという結論になると思いますが、その点はどう思われます。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどそのような要望は出ていないというような話をお聞きしましたが、私どものほうには選挙管理委員会委員長宛てに、令和2年5月21日から東深瀬の自治会連合会会長様から、従来の富岡東の選挙区の旧の公文書庫、そこから富岡小学校に変更したと。先ほど言われた売却に伴い使えなくなったということで、富岡小学校の体育館に変更したんですが、それが、平成元年に富岡小学校の体育館、経緯を申しますと、15年は富岡小学校の体育館でやっておったんですが、平成19年から令和元年までが公文書庫、旧の法務局のほうで投票所を開設しておりました。

元年に富岡小学校の体育館に戻しましたところ、先ほど言いました連合会長から、多くの自治会長より高齢者、または障がい者が国道を渡って富岡小学校の体育館に行くには、身体の負担が大きく、旧公文書庫に戻してほしい。無理であれば、東深瀬公民館を利用してほしいという要望をいただきましたので、令和3年から東深瀬公民館を使うようになったと。ただ、そのときに高木東と阿原については、確かに議員が言われるように、南側ですので、不便になるのではという話を各自治会にお尋ねしたところ、富岡西の



ほうで投票したいということで、そちらのほうに編入したという経緯がございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

あと、2点目でございますが、確かに環境的には非常に空調もなく、電話もないということでございますが、この間の選挙につきましては、ストーブを用意したり、携帯電話をお借りして使っておりますので、取りあえず通信の問題はないんですが、確かに環境的にはそんなにいいわけではございませんが、今後、暑い時期についてはエアコンというわけにはいきませんので、扇風機などの手配をしていきたいとは考えておりますので、それと、あと、確かに分かりにくいということでございましたので、警備員についても入り口の辺に警備員を設置するなどの対策を取っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 総務課長、こういうのは過去のことはいいいんですが、そういう状況でこれから先、皆さんが集まっているいろんなことを、東深瀬って案外、存外、活発なんです、いろいろ集まりが。ですから、もうどんどん役所のほうも投票所としてでなく、どんどん使っていただくことは、私の個人的な意見ですけど、やぶさかでないので、どんどん利用していただくということでいいんですが、これは役所のもので、これは共有地のものだから、あれはできない、これはできないなんて水臭いことを言わずに、この人口割でしたって考えたって、誰が考えても分かる話なんです、今の旧の法務局を売却したということ恨んでいるわけではありません、ちょっと根に持っていますけど。この先、そういうふうに通みューで使うのに必要な場所ですので、鋭意努力をしていただきたいということをお願いするわけです。

それで、答弁はよろしいが、どちらにしても今後の投票方法は、御存じのとおりだと思わんですが、大きくさま変わりをしていく、そういう時代なんですよ。それで、例えば10月31日が衆議院の投票日でしたが、その10月31日というふうを決めずに、もう告示後からは毎日投票日のような、そういう感覚で市民の皆さんも対応していただけたらいいと思っているんです。これは、私の個人的な意見ですよ。わざわざ投票でなくて、ついでに投票という、そういう時代なんです。

それで、例えば投票するところがJAとか、郵便局、銀行、スーパー、八百屋、コンビニなど、気軽に行けるところで投票してもらえるシステム、これはあなた方、よくいろいろなことを御存じですからあえて言いませんが、そういう方向にどんどん向かっていくようお願いをして、議長、質問を変えます。

2番目の1票の格差問題について、2023年春の統一地方選挙で行われる岐阜県議会議員選挙の議員定数や区割りについて、超党派でつくる県議会議員定数等の調査懇談会が行われ、自民クラブからは現状の定数46人を維持し、区割りの変更を行わないとする案が示されました。これは、各選挙区と全体のバランスを付度するクラブの方針だとのこととです。

県会議員は、岐阜県全体の議員であって、市町村議員の役割とはエリアが異なることは論をまちません。定数1の飛騨市選挙区と羽島市選挙区の間で2.91倍、約3倍の格差が生じています。県の行政上においても、県全体をはかり知るべき役割などを県議会議員各位に最も期待しているところです。人口減少や都市部への人口集中が進む中、地域間の均衡を考慮したバランスの取れた議員定数の配分を求めたり、地域の代表的存在意識が続いているのが現状なんです。

美濃市と関市選挙区の合区が実現した県議会議員の人口比例配分による選挙区別議員定数一覧表から見ると、飛騨市が高山市への合区に決定することは、もう避けて通れないと思われまます。

山県市も人口減少数値を見ると、前回の国勢調査による約2.5万人の市民人口から、社会減少やコロナ禍の影響もあって、瞬く間に2万人を割ることになります。議員定数格差是正の声が強まり、合区にせざるを得なくなります。遅きに失したでは困ります。市行政への影響はあるかと思われまますが、その点について質問します。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

選挙区につきましては、公職選挙法第15条に地方公共団体の議会の議員の選挙区の記載があり、岐阜県ではこの規定によりまして、岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例を定めております。この条例では、選挙区を26選挙区、各選挙区の選挙すべき議員数を定めております。議員御発言の合区につきましても、公職選挙法に定められており、美濃市選挙区が人口減少により基準を満たさなくなったことにより、関市に合区されたものと聞いております。

山県市の人口も、国勢調査では平成17年は3万316人であったのに対して、平成22年には2万9,629人、平成27年には2万7,114人、そして本年11月30日に公表された令和2年度の確定数値は2万5,280人と減少傾向にございます。山県市だけでなく、岐阜県も減少しておりますので、合区とならないように人口減少を抑制するような施策を実施していく必要があるのではないかと考えております。

御質問の市政への影響につきましては、県議会議員というのは議案の審議や審査、調

査研究を行うとともに、民意を県政に反映させるために市民の皆様の意見を聞いたり、市と県のパイプ役として、また、地域の代表として様々な活動をしていただいておりますので、仮に合区となり、山県市に県議会議員が不在となった場合には、市民の皆様の声が県政に届きにくくなるなどの少なからず影響があるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） 総務課長、ありがとうございます。

私、県議会議員がなくなるということまでは言及はしておりませんが、そうなる可能性が僅かでもあるという理事兼総務課長の御答弁だと思いますが、課長の言われるとおり、県議会議員不在になると、県へのパイプがなくなることは事実です。人口減少の抑制努力はもとより、山県市政の独自性を発揮して、住んでよかったと思われるまちづくりに邁進していただくことをお願いします。

議長、質問を変えます。いいですか。

女性議員も活躍できる議会、3番目ですが、衆参両院選挙について、各政党に候補者数をできる限り男女均等になるよう求める法律の施行後、初めての選挙が令和3年10月31日に衆議院で行われました。国においては、4年前と同じ水準で17.7%で、20%に満たない結果になりました。幸いにして山県市での女性議員数は、他の市町村に比べると、率としては多いほうです。政府は、国全体として変えていきたいと述べられたが、具体策はありません。

女性議員の必要性は今さら述べるまでもありませんが、人口割にしても、半数が女性であり、多様性が叫ばれている昨今、男女の比率に偏りがあってはならない。しかし、女性議員が選挙の洗礼を受けるのには幾つもの大きなハードルがあります。このハードルを乗り越えるのは、女性個人の力ではなかなか難しいかと思われまます。私自身も女性の幸せは平和な家庭と丈夫な子供などと、そういう古臭い考えを持っております。女性は子育てや家庭の両立などから、手を挙げられないという根本的な構造があります。女性の政治参加できる環境を整えば、高齢化社会、介護など様々な福祉の問題に取り組むのは、女性が率先することでしょう。女性ならではの経験や視点、考え方が重要となります。

そこで、山県市が県下の市町村よりも率先して、新しい選挙の在り方を模索してはどうでしょうか。例えば、女性候補者割合を設けて、選挙制度そのものを築き上げてはどうでしょうか。そうした選挙制度を見直す考えはありますか。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

昭和21年4月10日というのは、女性が初めて参政権を行使した日であり、本年はちょうど75年目ということになっております。国は、国会や地方議員の選挙で、男女の候補者数ができる限り均等になることを目指すことを原則とした政治分野における男女共同参画推進法を平成30年に施行し、本年6月には議員や候補者へのセクハラやマタハラ対策を盛り込んだ一部改正を行い、女性の政治参加推進に努めております。

また、第5次男女共同参画基本計画では、衆参両議院の女性候補者の比率を2025年までに35%にする数値目標を掲げております。しかしながら、議員、御指摘のとおり、本年度に執行された衆議院選挙では、実態とは差があることが現状となっております。

議員御発言の女性候補者割合を設けてみてはどの考えは、議員の一定割合を女性にあらかじめ割り当てる制度のこと、クオータ制度のことかと思いますが、既に導入されている国もありますが、日本では公職選挙法があり、地方自治体が独自の選挙制度を築くのは非常に困難であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○10番（山崎 通君） ありがとうございました。

独自の選挙制度を築くことはなかなか難しいことだと思いますが、せっかくですので、公職選挙法のどこの部分にこういうのをつくると抵触するかというのを加えていただくと大変ありがたいと思うんですが、これは私、いわゆる私見ですけど、公選法の第15条の第8項のただし書に、ただし特別な事情があるときはおおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができますとありますが、今、総務課長のおっしゃる公職選挙法はどの部分かということは今度から付け加えていただくといいと思います。

男女共同参画、女性活躍社会などと、今は、国を挙げてのそういう施策に取り組んでおりますので、私どものまちもひとつ理事兼総務課長の英断を振るっていただいて、そうしたことに取り組んでいただけるようお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武藤孝成君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位3番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、通告に従って質問を2問行いたいと思いますが、まず最初に、はじかみ林道の整備についてを質問させていただきます。

NHKの大河ドラマのおかげで、今、なお大桑城への登山者も多くあり、人気もあります。そこで、これは11月の13日だったと思うんですが、はじかみ林道をずっとぐる一

っと雨が降った後でしたので見回ってきました。そして、やはり道路に土砂も流れておるところもあり、撤去していただいているところもありました。切土やのり面からも雑木や草が茂っていて、石も下に転がったり、こんなようなことではやはり観光地として魅力を十分に来客者に見せることができません。特に大桑城跡を学び・守り・発信する会などが研修という形で登山道の整備もしております。

そこで、本市においても恥ずかしくない整備をして、他市から来られた人、また、地元の人からでも素晴らしいところだと言われるように整備をしたり、進めたらどうかというお考えですが、農林畜産課長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問のはじかみ林道の整備についてですが、このはじかみ林道は山県市の観光のメインの1つでもある大桑城への登山をする場合の1つの道路になっています。また、先般の11月13日にははじかみ林道を利用した山県市教育委員会主催の林道ウォーキングも催され、市内外問わず、370名ほどの方が参加し、楽しんでいただきました。

議員御発言のとおり、観光地としての魅力を十分見ていただくためにも、林道パトロールなどをし、通行車両の妨げにならないよう、また、必要に応じて道路や切土のり面の雑木や草木を伐採し、はじかみ林道の維持管理に努めてまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） しっかり進めていきたいというようなお答えではありましたが、やはり必要に応じて道路や切土、のり面の雑木、そして草木を伐採し、見晴らしのいいはじかみ林道の維持管理に心がけていっていただきたいと思っておりますが、やはり先日、ちょうど私が先ほど言いましたように見に行ったら、トイレに水を入れるために消防署の車が2台と担当課の車が来ておりました。話を聞きますと、やっぱり大型車のタンクローリーですので、枝が横から出て車に当たると。市の所有物、今、岐阜市になりましたが、横をつつくと傷つくというようなことに気を遣って上ってきました。

一般車におきまして、ワゴン車なんかで来ると、やはりのり面から出ておると、どうしても枝が当たり、傷がつくというようなことがありますので、そういうことのないようなやはりきちっとした整備をしていただいて、お客さんを迎えるというような感じをしていただきたいと思っておりますが、様々なことを必要に応じてやっていただいたり、今すぐにでも計上しようというのは難しいかも分かりませんが、来年度のほうに予算化していただくというような形もございます。やはり昨年、我々清流会のほうでも看

板などきちっとしたものを置いて、お客さんに来ていただけるようにしっかりしていただきたいという要望も出しております。そのためにいま一度、課長の今後に対する新たなお考えをお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 森農林畜産課長。

○農林畜産課長（森 正和君） 再質問にお答えします。

四季折々にはじかみ林道からの眼下に映る景色はとてもきれいな装いを見せてくれます。議員御発言のとおり、そうした景色を訪れる皆様に心地よく見ていただくためにも、はじかみ林道の維持管理については今後もとても重要なことだと考えています。

昨年度の清流会からの要望としていただきましたとおり、観光インフラの整備の観点から、本年度においてもはじかみ林道においては、路面の清掃、溝さらえ、枝葉の伐採を業務委託し、実施させていただきましたが、今後においても継続的に維持管理に要する経費を要求していきたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） やはり観光地で売りがありますので、きちんとした整備をしていただきたいと。

では次に移ります。

次は、情報システム各種業務委託についてですが、この質問内容でどういうふうに皆さんがお考えになるかは、それぞれにお任せしますが、やはり市長が前に、人件費を減らして、やはり行政がきちっと回るように、職員が仕事ができるようにということで、部長クラスをなしにして課長クラスを下げた。また、人もそれなりのところにきちっと人を配置して、作業ができるようにするという話でありましたので、そのような考えでございましたが、後から質問の中で出てきますので、御理解をしていただきたいと。

今回は教育系の情報システムに絞って質問をさせていただきます。

先般9月の第3回定例会では、特別にやはり皆さん言われるように、決算議会と言われるようなところでもあります。昨年と前年度の比較や成果について内容の精査について力を入れているものですが、そこで1つ、システムの維持管理に私の目が留まりました、事業成果のところシステムの維持管理が適正に実施できたかというところでありましたが、一部の財源内訳表なので、いろいろ私なりに情報網を巡らせて調べさせていただきました。それは、中学校、小学校と同じ成果説明の答えが出たからであります。子供たちが使用するネットワーク関係は、保守契約を結んだ会社が行い、教職員が利用するのは教育委員会の担当者が行うというものになっておりました。成果説明書の掲載

は伊自良支所のサーバーだけのもので、ほかのものはなくて、後ほど企画財政課長に内訳を聞かせていただきました。

結局、なぜこれを聞いたかという、教育委員会は前はパソコン等をきちっとできる、アドバイスができる人がその担当位置にいたと。その後、人事の異動でそれができなくなって、職務が怠慢になっていったというふうに私は取ったから、そのような感じで質問をさせていただいておりますので、そこで、保守契約を平成27年4月1日から平成32年3月31日まで、5年間の税込み5,344万9,200円、年間税別にしますと989万8,000円でしたが、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年契約では、1,914万円の年間契約、3年ですが、年間契約にしますと580万となります。その中にパソコンと、後ほど質問に入れますが、年間契約4回の維持管理費等も入っておりますが、現場では不便なところが出てきたという話も聞いております。

それと、先ほど言いましたように、前は職員ができていたから、そのようなことができたのかなと思いますが、なぜ400万も削減する必要があったのか。そして、その職員が必要だから、中途採用でまた1人増やしてくれということで、本来の仕事ができなから増やしていただいたというような言い方でありましたが、もうはなから教育委員会の職員がその専門職でやるならいいですけど、そうでもない人にその職を与えるということは、ふだんやる職員の仕事ができない、そんなような人事配置をしておるといのはおかしいものではないかというようなことがございますが、教育課長の考え方はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

山県市における学校のデジタル化は急ピッチで進み、児童・生徒及び教員の1人1台端末と無線LANの通信ネットワークの一体的な整備が完了し、学校内でいつでも使えるICT環境を構築することができました。これに伴って、端末の更新のみならず、サーバー機器の保守やセキュリティー等の対策、公費が継続的に必要になってまいります。

保守契約についてでございますが、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間は伊自良支所と各学校の校務用サーバー、パソコン教室サーバーとパソコン、それぞれのメンテナンスを年12回、教職員用のパソコンのアップデート、不具合対応と、人事異動による年度末更新でした。令和2年4月1日から令和5年3月31日までの保守内容の変更は、伊自良支所サーバー以外のメンテナンスを年12回から年4回に変更し、教職員用パソコンのアップデート及び不具合対応、人事異動による年度末更新を除いた契約でした。

議員御指摘の400万円の削減の理由についてですが、教育委員会といたしましては、ICT整備に係る公費の肥大化に対して、日常で起き得るある程度のことは自己解決できるような体制も必要であると考え、サーバーメンテナンス等は、運用に支障がない、必要最低回数の年4回にするとともに、教職員用パソコンのアップデートは業者が準備したアップデート用のCDを用いて各学校で行いました。

さらに、不具合及び年度末更新作業については、学校教育担当者が行い、担当者が対応が困難な場合は業者に依頼することで、経費削減に努めたのが理由でございます。

しかし、1台のパソコンをアップデートするためには、約3時間ほどの時間が必要となることから、多忙な教員が業務時間内に各自でアップデート作業を行うことに負担感を持った教職員もいたと聞いております。

また、不具合対応や人事異動等による約30台の教職員用のパソコンの年度末更新を学校教育課の担当者で行うことによる時間的な制約もあり、その改善の必要性を感じております。

また、学校教育課の職員の配置につきましては、令和3年度当初、前年度に対して1名少ない人員でスタートしておりましたので、年度途中、8月に、その代わりとして、新しいということで1名配置があったものと捉えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 教育委員会の担当者、時間制約もあり、その改善をされていくと言われております。当然でしょう、専門ではないので。それなら来年度からは今までどおりにしたら、教育委員会の人間としてもきちっとした自分の本来の仕事ができるので、いいのではないかなというふうに思っておりますが、来年度からは今までどおりに戻すのか、また、今と同じようにやっていくのかというのが1点と、1人足らなかったから増やしていただいた、もともと足らなかつたからというような言い訳にしか聞こえなかつたんですが、教育長に聞きますと、やはり多忙な仕事だから、今の人数でなかなかえらいところがあったというのも聞いてはおりますが、そこで、保守契約を長期なら安価も、安く抑えられることができるけど、人件費は、1人入れるために、1年ごと昇給があるかどうか分かりませんが、人件費は上がっていくと。そういうことからどうなのかなという懸念だとかが出てきたから質問させておりますが、あと、もう一つ、タブレットも今回、ITの推進の中から出てきたので、こういうタブレットの契約のほうも中に入れてやっていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。



○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、来年度からの改善についてでございますが、教職員のパソコンの不具合が生じた場合は、解決できるものは、これまでと同様に学校教育課の担当で遠隔操作などを使って対応し、担当者レベルでは困難な場合は、業者が即対応できる体制を講じていきます。

一方、各学校の教職員が行っていたCDによるアップデート作業と、学校教育課の担当が行っていた年度末、異動職員の端末の設定作業については、作業の効率化や教職員及び担当者の業務負担を考慮し、業者が行うよう計画を検討しております。

また、教育委員会といたしましても、将来的にはICTに関して少しでも専門的な知識を持つ支援員の育成を考えつつ、情報教育や機器に堪能な人材を会計年度任用職員として採用し、簡単な保守や教職員に情報機器の活用方法が助言できる人材を位置づけられないかということも視野に入れております。

御質問の2点目の人件費についてでございますが、議員御指摘の学校のICT機器の保守契約と市職員の人件費の比較ですが、保守契約内容や市職員の経歴や職務内容によって異なりますので比較をすることはできませんが、令和2年度から保守を削減した金額で判断しますと、人件費のほうが高額になることも十分に考えられます。

なお、8月から配置のあった中途職員は、あくまでも1名減の課員を配置されたものですので、学校ICT機器の対応に特化した配置ではないことを御理解願います。

御質問3点目のタブレット端末の保守内容についてでございますが、本年度6月補正及び9月補正で国庫補助を活用し、タブレット端末の不具合が生じた場合のヘルプデスク業務委託と、異動教職員、児童・生徒用の年度末更新業務委託の予算を議決いただきました。次年度も同様の予算が確保できるよう、国庫補助の把握に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） できるだけ削減するところは削減して、自分たちでできることは自分たちでやっていきたいと、そういうことで私もいいんですが、やはり現場的にスムーズにいかなくなるようなことではやはり意味がないと。別に特別にICT専門の職員を入れたわけではないということは、理解をいたします。

そこで、やはりどこの保守契約会社でもいいんですけど、安くすることが山県市としてはやっぱりいいことでありますので、あと、きちっと職員は職員で仕事ができるようにという形に持って行っていただきたいというのが1点。

それと、先ほど最初に言いましたが、今まで購入したパソコン、それと、もうかなり

前に入れた電子黒板等も使っていないという声が一部のお母さん方からも聞きますし、先生方も使っていないよというようなことを言うておりました。せっかく山口市としても今まで教育委員会が子供のために、子供のためにということで予算化で賛成をしてきましたが、この多くの機器を未来の子供たちのためにいかに利用していくか、いかに新しいものに変えていくかについて、どのように教育委員会としては体制を整えていくのかお聞きするのが再々質問であります、1点。

それと、もうあと、こういうことに関しては、副市長も、前、企財にもみえましたので、全体を考えてどんなようなお考えかを副市長にも聞いて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再々質問にお答えします。

最初に、学校教育課に職員が適正な業務ができるようにということで、保守契約というのをもちろん考えてまいりますが、質問の中にありました保守契約についてでございますが、議員御指摘は、教職員の負担を最小限にした施策を進めることが教育委員会の役割であるというふうに捉えております。

ここ数年間、学校のICT環境は年々更新されております。これまでの実績から、学校で起きるICT関連の不具合や、教職員のICTの活用能力の違いによる問合せの内容は、教育委員会の担当者でも即答できるものから、業者の専門性を必要とするものまで多種多様です。教育委員会といたしましては、問合せの窓口を教育委員会の中に置き、トラブルの対応の切り分けを行うことが、より迅速かつ効率的、そして教職員にも負担がないのではないかとこのように考え、現状の運用をしているところでございます。

あわせて、教育委員会として学校現場のリアルな現状を把握し、管理するとともに、保守契約を結ぶ際の内容や範囲、その費用対効果についても判断する材料というふうに考えられますので、このようにしております。

いずれにしましても、現状、業者の専門的サポートなくして学校の情報化の進展は考えられませんので、議員の御指摘どおり、保守契約の内容については改善の方向性も持たなければいけないと、現状よりよくしなければいけないと考えております。

質問の2点目ですが、これまでに購入した機器の利用状況のことでございますが、現在備品として登録されているもので使用していないものとして、ICT関係の備品は、平成21年の文部科学省の学校ICT環境整備事業により導入しました電子黒板ユニットがあります。これにつきましては、既に12年が経過しており、昨年度導入したタブレット端末等には対応しておらず、現在利用ができない状態でありますので、廃棄処分もす

ることを含めて、対応については考えてまいりたいと思います。

また、平成30年度、それから令和元年度、2年間で整備をいたしました小学校のパソコン教室の児童用のノートパソコンにつきましては、今後、教師用の公務パソコンの更新に合わせて代替利用していく計画で進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） ただいま石神議員のほうから御指摘がありました、せっかく用意したパソコン等の機器が活用されていないものがあるということでありました。本末転倒の話でありまして、今、教育課長が答えましたように、使えないものは仕方ないとしても、使えるものについては最大限活用していかなければならないというふうには思っております。

あと、今の保守の関係ですけれども、教育委員会の職員が本来のことですけれども、教育委員会の職員が学校のこういった機器を使うようにしていくのも職員の本来の仕事だとは思っておりますけれども、取りあえず子供たちのために整備したものが活用できないでは何ともなりませんので、子供たちの教育環境を最優先に考えまして、先生方が今、ちょうど県もDX、デジタルトランスフォーメーションの中で、先生方のICTのスキルアップというのを目指してみえますけど、現実はなかなかそうはいっていないというところもありますので、そういった先生方の現実を見据えまして、来年度に向けて、年明けになると思いますが、人事の配置と、それから予算について、それなりの職員が置けない場合には業者の委託も視野に入れながら適正な予算検討と来年度の人事配置を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時から再開いたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、以下、マイナンバーの普及について質問してまいります。

マイナンバーカードは、12桁の個人番号を住民票を有する各個人に付与し、行政を効

率化し、国民の利便性を高め、公平で公正な社会を実現する社会基盤として設けられました。カードは、社会保障、税、災害対策の行政手続で必要となります。

マイナンバーカードでは、次のような6つのメリットがあるとされています。

1、マイナンバーを証明する書類とすることができる。

2番目、各種行政手続のオンライン申請として利用できる。

3番目、金融機関における口座開設やパスポートの新規発給などでの本人確認の際の身分証明書として利用できる。

4番目、各種民間のオンライン取引などとして利用できる。

5番目、市町村、国等が提供する様々なサービスを受けることができる。

6点目に、住民票、印鑑登録証明、各種の税証明書、戸籍証明書などの公的な証明書などの取得が早朝深夜も利用できる。土日、祝日でも利用できる。しかも住まいの市町村以外で、最寄りのコンビニ、スーパーで取得できるなどが挙げられます。

中でも、5番目の市町村からのサービスの提供では、印鑑登録証明、証明書の自動交付、図書館利用カードとして、また、公共施設予約、申請書自動交付、健診、健康診断、避難所確認などが利用できるようになっています。

また、6点目のコンビニ交付の市民サービスの提供は、県内21市において、本市に近い岐阜市、関市、本巣市、瑞穂市のほか、大垣市、各務原市、羽島市、海津市、美濃加茂市、可児市、下呂市、高山市などの12市でシステムが導入され、実施されております。これらのコンビニ交付のサービスは、地方行政団体情報システム機構などにより運営され、サービスが提供されているところです。なお、山県市では、本市では残念ながら、コンビニの交付サービスは現在実施されてはおりません。

ところで、全国でのマイナンバーカードの普及率は、12月現在、39.7%となっています。カードの普及率向上策として、国では、2020年7月からマイナポイントとしてのカードの取得に対して、2万円の利用で最大5,000円のポイントがもらえることとして始まりました。本市でも1階の市民環境課前の1階ロビーにおいてコーナーが設けられ、その手続が行われているところです。

カードの取得の5,000円のポイント付与に加え、現在では、国の21年度補正予算において、一部の医療機関ではありますが、健康保険をひもづけることにより、7,500円のポイントが新たにつき、また、金融機関での銀行口座等にひもづけることにより、7,500円のポイントがつき、合わせて最大で2万円のポイントがもらえる制度となってきております。また、一部医療機関や薬局では、マイナンバーカードに対応しているところでは、健康保険証として利用できることとなっています。

国では、令和5年3月末までにおおむね全ての医療機関でのマイナンバーカードの導入を目指すとされているところでございます。

さらに、スマホにマイナンバーカードを取り込むことが、来年度、2022年度内にできるよう検討されている状況であります。

このマイナンバーカードの普及促進については、私は平成29年、2016年ですが、3月第1回定例会で市民ファーストとして題しまして、一般質問で取り上げました。普及促進のため、コンビニ交付での住民票交付などの市民サービスの提供、市職員が率先してカードの取得に努めることなどを質問いたしました。当時の市民環境課長からは、コンビニ交付の利便さは認識しているが、マイナンバーカードの申請枚数は6.8%の1,894枚と少なく、また、コンビニ交付のサービスは、システム導入経費が2,100万、毎年の経常経費が700万円ほどと多額であり、また、導入市が現在では6市であることから、導入は慎重にならざるを得ないとの答弁でありました。

さきに述べたように、マイナンバーカードの普及向上に向け、国では、健康保険証、運転免許証との一体化、マイナポイントの付与などの様々な施策を検討し、展開しているところです。

また、他市では、マイナンバーカードの利用促進として、コロナウイルスワクチンの接種証明として、また、年金受給証明として、高齢者等へのタクシー運賃割引補助として、選挙投票所入所受付として、避難所入所退所の受付として、市職員の出勤退勤の管理ツールとして、温泉施設の入館割引としてなど、各市においてユニークで独自の新たな市民向けのサービスの提供が行われている状況であります。

そのような状況から、私は、今回は市民環境課長にマイナンバーカードのさらなる普及促進に向けて、以下、5点ほど質問をいたします。

1点目、現在、マイナポイントの付与が行われていますが、マイナンバーカードの普及率については、現在どのような状況にあるのでしょうか。

2点目、マイナンバーカードの普及率向上に向けて、市民へ今までどのような広報が行われてきているのでしょうか。

3点目、コンビニ、スーパーでの証明書交付等の市民サービスを提供するシステムの導入に関する検討状況は、現在どのような状況にあるのでしょうか。

4点目、マイナンバーカードで現在どのような項目の市民サービス提供が行われ、また、検討されているのでしょうか。

5点目に、マイナンバーカードのコンビニ交付に向けては、現在どのような項目の市民サービスの提供が検討されているのでしょうか。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、現在のマイナンバーカード普及率についてでございますが、現在、山県市の普及率は、国の平均値と同じく39.7%で、1万449枚の交付となっております。また、岐阜県の普及率につきましては、37.5%でございます。

御質問の2点目、マイナンバーカードの普及率向上に向けて、市民へどのような広報を行っているかについてでございますが、広報紙やホームページに掲載するほか、山県市内の事業者に向けて配信しているやまがたお役立ちメールマガジンや、山県市商工会の広報紙に掲載するなど、幅広く周知いたしております。

また、今年度もCCNの山県市広報番組でマイナンバーカードの取得方法などについての広報を予定いたしております。

御質問の3点目、コンビニ、スーパーでの証明書交付等のシステム導入に関する検討状況はどのようかについてでございますが、今年度の9月にデジタル庁の創設に伴い、行政のデジタル化、効率化は一層進展が予測されます。また、マイナンバー制度においても、国、地方自治体を通じた情報連携も盛んに行われ、各種行政手続を行う際の添付書類の一部省略や、電子証明書での提出も予定されていることから、紙ベースでの証明発行の必要性が低減していくことが考えられます。

一方、マイナンバーカードの普及率も急激に上がってきており、費用対効果は以前よりも改善することが見込まれます。また、カード取得者の増加に伴い、利便性を求める声も増してきています。

現在、国において地方自治体の基幹業務の標準化や共通化を実効的に進めるための法律が公布されたことに伴い、実施に向けての研究が進められていることから、コンビニ交付システムの導入及び時期については慎重に検討しているところでございます。

御質問の4点目、マイナンバーカードで現在どのような項目の市民サービス提供が検討されているのかについてでございますが、ワクチン接種証明書、各種申請書自動交付、公共施設予約や住民票・戸籍のオンライン申請など、市民目線に立った利便性向上を目指したサービス提供が実施できるよう、調査研究を進めているところでございます。

御質問の5点目、マイナンバーカードのコンビニ交付に向けては、現在どのような項目の市民サービス提供が検討されているのかについてでございますが、コンビニ交付につきましては、市町村が保有する住民情報システムとの連携が必要となっております。そういったことから、住民票、印鑑証明、戸籍、戸籍の附票、所得証明などの提供が可能

であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 市民サービスの提供の充実に向けて、このマイナンバーカードを利用したサービスを提供できるように調査研究しているということですが、国ではデジタル庁も創設されました。ますますこういったシステムの必要性が増してくるものと思います。他市に負けないような市民サービスの提供を今後もできるよう、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、再質問ですが、マイナンバーカードの普及率について前回尋ねたときに、市の職員の取得率については、2016年、平成29年の第3回の定例会の一般質問の段階では非常に少ないということをお聞きしました。現在では市の職員の取得率はどのような状況になっているのか、再質問をいたします。

○議長（武藤孝成君） 山田市民環境課長。

○市民環境課長（山田正広君） 再質問にお答えします。

山田市役所の会計年度任用職員を除く市職員のカード取得者数は245名で、普及率につきましては95%となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 前回の6.8%というカードの取得率から比べ、市の職員が現在95%と非常に高率であります。また、デジタル庁ができたことにより、マイナンバーカードの利用も増大すると思われまますので、先ほど私が述べましたような市民に向けてのサービスを今後とも他市に負けないような内容にさせていただくことを要望し、質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

通告順位5番 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。奥田真也でございます。私からは2点質問させていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、まず、1点目、バスの利活用について、理事兼まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

山県バスターミナルが6月1日にオープンし、6か月が経過をいたしました。このオープンに合わせ、高速バスも運行を開始し、また、10月からは土日祝日のみではありま

すが、山県モレラ線が運行を開始しています。私も利用させていただきましたが、運転をしなくていい点などで非常に安心・安全であり、路線や経路が増えることにより、バスターミナルの利便性がさらに向上していると感じています。また、隣接する山県バスけつとも連日、駐車場にはたくさんの車が止まっており、相乗効果も出ているのではないかと感じています。

このバスターミナルのオープンに合わせ、自主運行バスも始まり、葛原線と乾線は、葛原・乾方面から平和堂や岐北厚生病院前までの4便と、山県バスターミナルから乾・葛原に向かう4便の運行、神崎山県バスターミナル線は、神崎より山県バスターミナルまでが4便、山県バスターミナルから神崎までが4便、市街地循環線は、月曜日と木曜日は東ルートで5便、火曜日と金曜日は西ルートで5便、ハーバス岐大病院線もスタートしており、私も車での移動中に何度も擦れ違っている点からも順調に運行されていると感じていますが、若干、乗車している方が少ないのではないかと心配をしております。

そこで、理事兼まちづくり・企業支援課長に2点お伺いをいたします。

1点目、岐阜乗合自動車による新規路線、高速バスや山県モレラ線が運行を開始していますが、1便における乗車人数はどのような状況か。

2点目、こちらも新規路線となりますが、自主運行バスの葛原線や乾線、神崎山県バスターミナル線、市街地巡回線、ハーバス岐大病院線、それぞれの1便における乗車人数はどのようなか。

以上、2点についてお考えをお聞かせください。よろしくお伺いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、高速バスや山県モレラ線の乗車人数についてでございますが、この路線は岐阜バスが運行する新規の路線バスでございます。山県バスターミナルモレラ線は、10月から土日祝日に運行しており、1便当たり7.8人でした。

また、高速バスの名古屋関美濃線は、6月から10月までの山県バスターミナルでの乗降者数となりますが、1便当たり乗車1.4人、降車0.8人です。

御質問の2点目、自主運行路線の1便当たり乗車人数でございますが、6月から10月までの状況をお答えします。

美山地区デマンド型交通は、葛原線と乾線の平均となりますが、1便当たり1.6人です。また、神崎山県バスターミナル線は、1便当たり3.2人、市街地巡回線は1便当たり東ルートが2.5人、西ルートは0.6人、ハーバス岐大病院線は、1便当たり1.5人、ハーバスの伊自良・大桑線は、1便当たり3.6人となっております。



以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 山県モレラ線につきましては、1便当たり7.8人とのことで、利用者が多い印象となりますが、ほかの路線につきましては1便当たりが1人以下の路線もあるということで、今後はさらにそれぞれの路線における利用を促進することが必要ではないかと思えます。

山県モレラ線につきましては、1年の利用状況を見て継続するかどうかを判断するという話を聞いております。山県バスターミナルが市民の利用しやすい場所とするためにも、各地に行くことのできる路線や経路の充実が何より必要ではないでしょうか。

ほかにも、葛原線、乾線の美山地域デマンド型交通については、山県バスターミナル方面に向かうバスについては、平和堂や岐北厚生病院にて降りることができますが、葛原・乾方面へ向かうバスについては、岐北厚生病院や平和堂からは乗車することができません。これらを乗車することができるようになれば、利便性がさらによくなるのではないのでしょうか。

また、乗車のしやすさという点も重要ではないかと思えます。岐阜県は、令和3年7月に危険なバス停について324か所あると報告しており、山県市内においては4か所、佐野バス停の上下線、富永バス停の上下線が報告されています。その2か所は、私もよく自家用車や自転車にて通行しますが、道幅が狭く、歩道もないため、確かに危険であると感じています。

そこで、再質問を3点、理事兼まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

1点目は、市民の皆さんが気軽に、そして便利に利用していただくために、それぞれの路線のPRをし、さらなる利用増を図ることが重要だと考えますが、何か考えていることがあるのかどうか。

2点目は、自主運行バスの岐北厚生病院出発や、平和堂出発の運用ができないのかどうか。

3点目は、バス停の危険箇所について、市民の安心・安全のためにも早期に解消することが必要だと思いますが、今後どのように進めていくのか。

それぞれについてお考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、公共交通の利用促進は、まず使ってみていただくこと、あるいは、その前段として公共交通を移動手段の選択肢に入れていただく必要があるというふう

考えております。地道で初歩的な活動として、市内の小学校からの要請に応じて、バスターミナルの見学会を実施いたしました。その中では、バス、公共交通とは何か、バスの乗り方、バスのよいところなどを体験学習いただいております。

そのほかにも、ガイドブックの配付や広報掲載だけでなく、ほかの課で実施する市主催のイベントにおいて公共交通の利用促進を図るなど、連携した利用のきっかけづくりを通じて利用促進に努めてまいります。

御質問の2点目、美山地域デマンド型交通において岐北厚生病院発とできないかということについては、行き帰りでの運用が異なることから、利用者の御不便が生じているところです。仮にこれを岐北病院発とした場合を想定してみますと、運転者さんは、運行の中で休憩時間を取るんですが、岐北病院側にはこの運行車両が駐車、待機できる場所がないことから、現状の運用とさせていただいているものです。今後も運行状況や御利用状況などの推移を見た上で、必要な検討をしてみたいと考えております。

御質問の3点目、危険バス停リストの解消については、関係者間で検討中でございます。この危険バス停リストは、国土交通省がバス停留所の安全性確保対策のために、警察、自治体、バス協会、路線バス事業者とともに県ごとに設置した合同検討会で対策を検討し、公表しているものです。このバス停の危険度の位置づけにおいては、3つのランクがあります。

1つ目は、過去3年以内に停車したバスが要因で人身事故が発生した箇所や、バス停車時に横断歩道にバス車体が重なる、これがAランク。

次に、横断歩道の前後5メートルの範囲や交差点内に車体がかかるBランク。

最後に、交差点の前後5メートルの範囲に車体がかかるCランクがございます。

山口市においては、佐野と富永、2か所のバス停、往復方向では4か所がCランクに指定公表されております。うち、佐野のバス停については、地元の御協力を下に関係者が協議したところ、11月に危険バス停の要件が解消されるように移設したことで、対策が完了しております。

一方、残る1か所である富永のバス停については、山口市と関係機関とで対応策を協議中のところです。

以上で答弁いたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 今後、超高齢社会が目の前に迫っている中、山口市における公共交通はバスであり、生命線になっていくと感じています。市民が気軽に利用しやすく、利便性が整い、有効活用していただけるよう、今後もまちづくり・企業支援課の皆さん

には御尽力いただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に入ります。

山県市ファンクラブの活用について、理事兼まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

11月13日にやまがた秋のウォーキングに私、参加をさせていただきました。椿野はじかみ林道から眺める景色は本当に最高でした。山県市には、円原川をはじめとした観光資源が点在しており、これらを全国に知っていただくことにより、交流人口の増加が見込めるのではないかと考えています。そのためにも全国に向けた情報発信の1つとして、他県や他市町村においては、市内県内はもとより、市外県外の方々を対象にしたファンクラブを運用している自治体があります。

例えば、岐阜県においては、岐阜県ファンクラブを運用しており、美濃和紙で作った会員証や、定期的な会報誌を発信、会員限定の優待サービスを受けられる体制をつくっています。

そのほかにも、高山市は、めでたの会という名称で会員を募っており、会員には名刺を提供し、この名刺を協賛店にて提示することにより様々なサービスを受けることができます。また、めでたの会のSNSにて市の魅力を発信すると、会員がアクションを起こし、そして拡散し、全国に広げていくという活動を進めています。

飛騨市においては、10月21日時点で7,500名を超える会員を集めている飛騨市ファンクラブを運用しており、会員証や名刺の発行、会員限定のイベントの開催など、様々なサービスの提供を行っています。

先月、11月14日に、おおが城山公園にてオフロードで行われる自転車競技である東海シクロクロス、こちらの第1戦が開催され、市内外からたくさんの方々が山県市にお越しになりました。このようなイベント参加者に山県市の魅力を伝えるツールの1つとして、ファンクラブという形で会員を募り、交流人口の増加を図る方法も1つの手段ではないでしょうか。

そこで、理事兼まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

山県市ファンクラブを運用、活用することにより、市外からの交流が深まり、会員の皆様が山県市をアピールしていただくことによる交流人口の増加につながり、山県市にとって大きなメリットとなると考えますが、理事兼まちづくり・企業支援課長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

御質問の山県市ファンクラブの運用活用についてでございますが、議員からの御質問を受け、調べたところ、高山市のめでたの会は、市外からの赴任者や、市外在住の著名人などを対象とした特別会員のほか、御指摘のサポート会員制度が運用されております。このサポート会員は公募・認定制度であり、応募者のPR提案内容などを基に高山市が認定するものとのことです。

飛騨市においても2017年から飛騨市に心を寄せてくださる方とつながり、集い、語り、飛騨市をさらに楽しむコミュニティー活動として、友達1万人の登録者を目指し、取り組んでいるとのことです。

このように、各市のファンクラブ活動に類する事業は、各市が定める対象者に対して各市の目的にかなう事業が展開されているものと認識しております。

さて、今年度、山県市では、地方創生推進交付金を活用し、観光資源化事業を実施しており、写真やSNSを通じて山県市のアピールと市内外における交流促進に着手したところでございますので、当面、こちらの事業に注力してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） SNSを通じた山県市のアピールを注力していただけるとのこと、ファンクラブの考え方も山県市の魅力を発信、拡散していただける1つの手段となると思いますので、今後も前向きな検討をお願いいたします。

また、岐阜県ファンクラブにおいては、会員優待が受けられる施設が山県市においては1施設のみとなっております。優待施設が多ければ、会員は足を運びたくなると思いますし、魅力の発信の1つの手段となると思いますので、これにつきましても御検討のほどを今後ともよろしくをお願いいたします。

さて、飛騨市においては、会員限定のイベント、飛騨市ファンの集いを開催しています。その中には、トークセッションも開催されており、それぞれの問題を提起し、市内外からの皆さんの意見を聞くことができ、非常に有益となると思います。ファンクラブの運用、活用をしていくことにより、ふるさと納税についても情報発信ができるため、今まで以上の利用者も増えるのではないかと。また、魅力を発信することにより、移住の促進にも寄与するものではないかと考えます。

そこで、副市長に再質問をさせていただき、私からの質問を終わります。

山県市のファンクラブを運用することで、交流人口の増加以外にも、ファンクラブの会員全員が観光大使のような形でアピールしていただくことが可能となり、山県市の観光増進や移住促進など活性化につながるものになるのではないかとと思いますが、副市長

のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まず、ファンクラブという議員御発言の考え方につきましては、基本的には私も賛同いたすところでございます。国内においては人口減少が続く中で、関係人口というのが注目されておりまして、そういった点からも理にかなうものでございまして、御覧になられたかどうか、総務省においても関係人口マッチング・ナビというサイトが立ち上げられて、一元的な全国の情報発信に努められてもいます。議員御発言のように、観光振興やふるさと納税について一定の効果が期待できますが、ただ、市内外からの御意見をいただくことに関しては、ちょっと慎重な検討が必要ではないかと考えております。

ちなみに、先ほど申し上げました総務省の関係人口マッチング・ナビというサイトにおきましては、全国で11の県、それから44市16町5村、合わせて76の自治体が紹介されておりまして、先ほどのような飛騨市なんかも当然ここにありますけれども、私はこの76の全部を概観したところであります。

そんな中で、ファンクラブを立ち上げる、ここに載っている情報では、立ち上げるだけでは意味がありませんので、クラブ員への責務等を踏まえますと、新たな職責、職員の労務が発生することと、新たな経費が発生する、そういったのが一般的なようになります。そのため、目標値を踏まえた方法論とその効果が重要になってまいります。

現在、山口市では、理念を同じくする第2期山口市アンバサダーの募集をしているところでございます。このアンバサダーといいますのは、山口市にお越しいただいた際の感想や、当局からお届けする情報を基に、山口市の魅力に関する口コミやSNSでの発信などPR活動を担ってもらい、言わば山口市の広報大使というものでございます。現在のこのアンバサダーへの登録の特典としましては、国の地方創生交付金等を活用しまして、アンバサダーオリジナル名刺のプレゼントですとか、専門家を招いた写真やライティングをテーマにした特別講座、交流会への無料招待などを実施してきているところでございます。

この制度に関しましては、第1期の平成29年度には14人の登録、これを皮切りに平成30年度から今、第2期ですが、121人の登録がございまして、合わせて延べ135人の方に今、登録いただいている状況にあります。

以上、申し上げましたようなことも踏まえまして、新たな経費とか職員労力、それに対する効果というものを鑑みながら、今後ともより効果の高い手法を模索し続けてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

次に、通告順位6番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長より御指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

土石流災害における盛土問題についてお尋ねをします。

阪神・淡路大震災や東日本大震災等において大規模な盛土造成地において、多数の宅地や建物に大きな被害が生じ、甚大な経済的被害を生じました。また、発生が予想されている南海トラフ地震においても同様の被害が生じることが危惧されており、国土交通省は、大規模地震等における大規模盛土造成地の土砂の崩落に対する事前防災対策を促進するため、各市町村へ対策が必要な箇所の抽出をするよう大規模盛土造成地の安全調査を進めているところです。

また、本年7月3日に静岡県熱海市を襲った土石流災害は、130棟に上る建物を巻き込み、多数の死者を生んだ要因の1つに、上流にある盛土の崩落が挙げられています。梅雨前線による大雨に伴い、逢初川の上流部、標高390メートル地点で発生しました崩壊が土石流化して、下流で甚大な被害が発生しました。熱海市の事案については、事業者が熱海市に届出した内容を上回る盛土が行われ、このような盛土や谷からの排水設備に不備があったことなどが原因で土石流が発生したとの報道が連日流れていました。

熱海市の場合では、行政の対応にも批判が出ています。国土交通省は、この災害を受けて全国の盛土の安全性について調査をする方針を打ち出しましたが、令和3年3月時点で、全1,741市町村のうち、999市町村に存在している大規模な盛土造成地だけでも全国で5万950か所の大規模盛土造成地が明らかになりました。

本市でも、大規模盛土造成地の位置と規模の把握、造成年代調査が完了し、全国市町村の大規模盛土造成地マップが公表をされているところですが、そこで、本市の大規模盛土造成地について、建設課長に伺います。

1点目に、本市において、いつ、どのような調査が行われたのか。

2点目に、本市の大規模盛土造成地の現状はどのようなか。

3点目に、調査結果を受け、平成30年、県のホームページに大規模盛土造成地マップに本市も掲載をされていますが、掲載する目的について伺います。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山口市において、いつ、どのような調査が行われたかについてでご

ざいますが、まず、初めに、大規模盛土造成地は2つの区分がございまして、盛土の面積が3,000平方メートル以上となる谷や沢を盛土して造成された土地を谷埋め型、盛土をする前の地盤面が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上である傾斜地に沿って盛土し、造成された腹付け型に区分されております。

平成27年度に岐阜県において大規模盛土造成地調査業務委託が行われております。具体的には、第1次スクリーニングとなる新旧の地形図により盛土造成地における位置、規模の把握を行い、大規模盛土造成地の抽出を行いました。さらに詳細な現地調査により、安全性の把握をするための優先度を判定する基礎資料として、第2次スクリーニング計画が策定されました。平成28年度にはマップが公表されております。

御質問の2点目、山県市の大規模盛土造成地の現状はどのようなかについてでございますが、谷埋め型大規模盛土造成地が市内に11か所ございます。具体的には、山県市クリーンセンター、県立山県高等学校、大桑地内の2つの民間施設、梅原・東深瀬地内の民間施設、伊佐美台、向イ東、見晴台、星ヶ丘、旭ヶ丘となります。

また、優先度評価としまして、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインによる評点や現地踏査の結果、優先度の高い評価から、A1からA4、B1からB4、Cの9区分に分けられており、山県市の該当箇所はB3とB4で、直ちに地盤調査等を開始する必要がある箇所ではございませんでした。

御質問の3点目、大規模盛土造成地マップの掲載する目的についてでございますが、このマップは、谷や沢、傾斜地を大規模に埋め立てた盛土造成地の位置を示すもので、直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではありません。大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただくことにより、市民の防災意識を高めていただくためのものとなります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 本市の大規模盛土造成地の現状は、谷や沢を盛土した盛土の面積が3,000平方メートル以上の谷埋め型が11か所あるということでした。また、本市の該当箇所が優先度の高い評価から9区分に分けられたB3とB4で、直ちに調査を開始する必要がある箇所ではないということでした。

熱海市のケースでは、県と市によれば、業者が盛土の計画書を提出した後、崩落が相次ぎ、県と市が指導を繰り返しましたが、住民に危険が及びかねないとして、2010年には土砂搬入の中止を求め、翌年、命令を出す決めていましたが、なぜか見送られたという経緯があります。当時の担当職員は、崩落の危険性をここまで大規模になるとは予

見できなかったと説明をしています。

県は、11月15日、当時の担当職員への聞き取り調査を始め、盛土造成で行政の対応が適切だったのか検証するため行われ、結果は検証委員会に反映されるということになっています。

また、国土交通省は、新たに熱海の土石流災害を受けて、大規模盛土造成地も含めた盛土の全国総点検を年度末までに完了するとしています。総点検の対象になっている盛土とは、崩落すると、人家などを巻き込むおそれがある全国約4万か所で、このうち、約1万4,000か所で点検を終えていて、岐阜県の場合は、本市含めて、現在取りまとめの最中だと聞いていますが、現段階で分かっていることがあれば、教えていただきたいと思えます。

また、大規模盛土造成地については、国土交通省は地方公共団体ごとの進捗状況の把握を容易にすることで、各地方公共団体の取組の一層の推進を呼びかけていくとしています。

再度、建設課長に伺いますが、本市の盛土造成地は11か所とのことでしたが、大規模盛土造成地の進捗はどのようになっているのか、また、今後どのような対応がなされていくのかについて伺います。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 再質問にお答えします。

現在の盛土につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、静岡県熱海市の土石流災害を受け、盛土の全国総点検が行われております。それで総点検の対象となっているような盛土は、崩落すると人家などを巻き込むおそれのある箇所が対象となっておりまして、年度末までに点検が完了する予定です。

岐阜県においては、11月末時点で、調査対象となる649か所の約4分の3に相当する494か所が点検を完了し、異常は認められておりませんということを聞いております。

御質問の大規模盛土造成地の進捗状況と対応についてでございますが、現在、山県市では、国主催の宅地防災等に関するウェブ会議などに参加しまして、また、国及び岐阜県から対策の進め方や補助制度などの関連情報の収集に努めているところでございます。

また、土砂等の埋立てに関しては、岐阜県及び山県市の市民環境課が土地の情報を保有していることから、共有を図っております。

今後の対応についてでございますが、令和3年度末頃に経過観察マニュアルが示される予定でございますが、国県などの動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。



以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 一番最初に申しましたように、熱海市で7月に起きた土石流災害では26名の方が亡くなり、今も1人の方が行方不明となっています。遺族5人は11月、崩落の起点となった盛土をした不動産管理会社の元代表と現在の土地所有者に対する殺人容疑で告訴状を提出しており、6日、警察に受理されたとの報道もありましたが、県の調べでは、この盛土には値しないという報告を今いただきまして、また、無秩序な盛土を規制することも重要だと考えます。近年は、異常気象等により、崩落は各地で相次いでおり、死亡事故も発生をしています。

そこで、最後に建設課長に伺いますが、盛土を規制する条例を設けている自治体もありますが、罰則が軽いとの批判も出ています。市民の生命と財産を守るための本市の盛土を規制する条例についての考えをお聞きします。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 再々質問にお答えします。

盛土を規制する条例の制定についてでございますが、現在、埋立て盛土に関する条例は、岐阜県内において5市町、開発行為などに関する要綱、条例は、35市町で制定されております。山県市内の規制は、都市計画法、土壤汚染対策法、岐阜県埋立て等の規則に関する条例、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則、山県市土地開発事業指導要綱などにより対応しております。

現在、国において盛土をめぐる法整備について検討されている状況だとはお聞きしております。市における条例の制定についてなどは現在は考えておりませんが、今後も国県等の動向にも注視したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

---

○議長（武藤孝成君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

14日に予定しております一般質問は、午前10時から会議を再開します。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後1時53分散会

令和3年12月14日

# 山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和3年第4回

## 山県市議会定例会会議録

第4号 12月14日(火曜日)

○議事日程 第4号 令和3年12月14日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	田中辰典君	2番	奥田真也君
3番	寺町祥江君	4番	加藤裕章君
5番	古川雅一君	6番	加藤義信君
7番	郷明夫君	8番	操知子君
9番	福井一徳君	10番	山崎通君
11番	吉田茂広君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	奥田英彦君
企画財政課 長	谷村政彦君	税務課長	大西義彦君
市民環境課 長	山田正広君	福祉課長	市原修二君
健康介護課 長	藤田弘子君	子育て支援 課長	加藤法子君
農林畜産課 長	森正和君	水道課長	丹羽竜之君
建設課長	高瀬正人君	理事兼 まわり・企業支援課長	大熊健史君
会計管理者	江尾浩行君	学校教育課 長	日置智夫君

生涯学習課 藤 根 勝 君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君  
書 記 山 口 真 理 君

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、13日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位7番 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） それでは、議長から許可をいただきましたので、通告に従いまして、1点、令和4年度当初予算編成について副市長にお尋ねいたします。

今議会開会前の全員協議会の場で、令和4年度の予算編成方針が配付をされました。財政状況の分析におきましては、実質公債費比率が18%を下回っているとはいえ依然高い水準にあるということ、また、実質単年度収支の赤字が続いていることなどが問題視されております。そうした中、全職員が地方創生推進の旗印の下、一致団結してよりよい地域づくりに邁進していこうとする姿勢には大いに共感するところであります。

新型コロナウイルスによる感染症も現在は収まっているとはいえ、先行きは依然見通すことができない状況です。本市も人口減少による地方交付税の減収など予算編成に関し、厳しい状況が予測されますが、副市長に考えをお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

令和4年度の当初予算編成に当たっての背景は、基本的にはただいまの議員の御発言のとおりであります。中でも、実質単年度収支と申しますのは、これが赤字というのは、我々の生活に例えれば貯金を崩しながら生活をつないでいっているということになります。山口市では地方交付税の減少等によりまして、この実質単年度収支が平成26年度以降、8年連続の赤字見込みでございます。

そこで、令和4年度の当初予算編成に当たってのポイントは2つ挙げられます。

その1つは、持続可能な市政運営に努めなければならないということであり、そのためには、先ほどの実質単年度収支の黒字化もしくは赤字幅の縮減が必要であり、効果の低い事業等については縮減または廃止も視野に入れていくなど、メリ張りの利いた予算編成をしていく必要がございます。

2つ目は、比較的自主財源比率の低い山口市におきましては、国の財源等の積極的な

活用を視野に入れて予算編成することが必要であるということでございます。

国は、本年閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2021におきまして、日本の未来を拓く4つの原動力として、グリーン、デジタル、活力ある地方づくり、少子化対策を掲げました。これは、山縣市総合計画の基本目標であります希望を持ち豊かに暮らす人づくり、生き生きと安心して働ける仕事づくり、自然との融和を目指すまちづくりと融和するものでもございまして、これらの効果的な活用を検討してまいります。

こうした2つの視点を踏まえまして、企画財政課長名で発信した令和4年度の当初予算編成方針におきましては重点事項として7つを掲げております。

すなわち、1つ目は効果的な子育て支援と女性の活躍、2つ目はインターチェンジ、バスターミナルを契機としたまちづくり、3つ目に健康寿命の延伸と高齢者の活躍、4つ目に防災減災による市民の安全性確保、5つ目としてポストコロナの経済社会に向けた成長戦略、6つ目、ニューノーマル時代に向けたデジタルトランスフォーメーションの推進、最後、7つはグリーン社会の実現であります。

以上、述べましたような考え方の下に、予算の縮減に努めつつも、未来を見据えて先行投資すべきものについては国庫補助金等の活用を視野に入れまして、中長期的な視点により持続可能な予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 今、重点事項として7つの項目を挙げていただきました。

その中で、ポストコロナの経済社会に向けた成長戦略、そして、ニューノーマル時代に向けたDXの推進、また、グリーン社会の実現について、その3点について副市長に再質問をさせていただきます。

最初に、成長戦略についてですけれども、市内の9割以上を占める中小零細企業対策が今後も非常に重要になると考えます。令和元年5月13日に山縣市中小企業及び小規模企業振興基本条例が施行されました。この条例はいわゆる理念条例で、第11条に、市は中小企業の経営の安定化を図るため、中小企業者及び小規模事業者の経営資源の強化及び資金調達の円滑化に向けた施策を促進し、中小企業及び小規模企業の経営基盤の強化に努めるものとする」と書かれており、それに基づいた補助制度が市内企業等活性化補助金という補助金制度を創設していただきました。

行政と連携を図り、これはもう画期的な補助金事業を創出したということで、この事業、実は山縣市商工会が全国商工会連合会21世紀商工会グランプリにおいて準グランプリを獲得いたしました。ニュースなんかにも出ましたので、議場におみえの方も多く御

存じのことと思います。この補助金ですけれども、昨年度、そして今年度、また、来年度と3年間補助する予定と聞いておりますけれども、この補助金を含めまして、来年度の中小企業対策についてどのように考えるのかということが1点。

次に、DXの推進について、12月6日ですけれども、岸田首相が所信表明演説を行いました。その中で、マイナンバーカードは安全・安心なデジタル社会のパスポートであると述べられました。個人情報がかきつけられることを危惧する声もありますけれども、安全さえ確保できれば昨今の給付金ももっとスムーズに、早く、そして低予算で給付ができるということはもう容易に予想ができます。カード普及に対する取組を含んで、DXの総合的な推進をどう図っていくのかということが2点目。

そして最後に、グリーン社会の実現について、太陽光パネル設置に関し、条例を設けて規制しようとする動きが全国の自治体で広がっています。パネルの設置により景観の悪化、また、雑草が敷地外にはみ出す、そして、獣や虫のリスクなど、実際に市内にも不安に思っている方がいらっしゃいます。

グリーン社会の実現というのは、何も再生可能エネルギーの創出だけを言うのではなくて様々な面があります。それぞれの自治体でその実現に対して地域の特性を生かした方法、また、役割があると考えますが、今後の本市の取組についていかがでしょうか。

以上3点について、どのように予算に反映させるのか、副市長に再質問いたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

大きく3つ御質問をいただきました。

まず、1つ目の成長戦略についてでございます。

先ほどお答えしました中長期的な視点での持続可能な予算編成のために、そのキーワードは子育て支援と企業支援にあると私は考えております。そうした中で、議員御発言の基本条例の位置づけは重要であり、それを具現化した市内企業等活性化補助金等を踏まえまして、山県市商工会が21世紀商工会の準グランプリを受賞されたことは大変意義深いものと感じております。

議員御発言のこの補助制度は、当初、令和4年度までの3年間で1.5億円の支援を想定して制度化したものでございます。おかげさまで、現下のコロナ禍にもかかわらず、市内企業さんのやる気によりまして、本年度までの2年間で当初の1.5億円以上の支援を受けていただくことができました。他方、当初想定していた制度の期限は来年度までです。市内企業さん、それぞれの事情が様々であることを鑑みれば、基本的にはこの期限を遵守すべきかとは考えられますが、多様な考え方の中で、この制度の期限と支援金額総額

との調整が必要であると考えております。

次に、2つ目のDXの推進についてでございます。

好むと好まざるとにかかわらず、DXの推進は必要不可欠になってきております。マイナンバーカードの普及は行政分野においては間違いなく業務効率化につながりますし、市民の利便性向上にもつながることも間違いのないものと思われまます。ただ、マイナンバーカードの普及は国策という面もございまして、昨日の答弁にもございましたように、山県市の普及率は全国平均並みでございます。そのため、普及率の向上に向けては、国策として、より安全な制度運用に心がけつつ、全国的な展開として正しい情報を分かりやすく浸透させていくことが重要であると考えられます。その上で、山県市としましては希望される方々が取得しやすい環境づくりに努めていく必要があるものと考えております。

なお、私は山県市の最高情報責任者CIOということになっております。そこで、現在、DX推進本部やプロジェクトチームの前段階となるDX推進研究会として、各課からの職員を集め20名程度で、様々な研究と意見交換をしているところでございます。そして、より効果のあるDX推進を目指すべく、令和4年度には専門的業者の力も借りられるような予算計上をしたいと、今検討している段階でもございます。

最後に、グリーン社会の実現についてでございます。

これは、現代に生きる我々の喫緊の責務であるとも考えられます。例えばCO<sub>2</sub>の排出量が世界で5番目に多い我が国において、その4割近くが発電所等で排出されている状況にございます。また、エネルギーの地産地消という考え方がございまして、太陽光発電も注目されているところでございます。ただ、そういったことは総論では賛成となりましても、各論となると、議員御発言のように、景観の悪化等の課題が出てくる事例が多いものとも認識いたしております。とはいえ、小水力発電やバイオマス発電にも課題はあります。かつて議員が御発言なさったように、CO<sub>2</sub>を吸収する植林等も重要な視点だと考えられます。

そうした様々な視点の下に、山県市としてグリーン社会の実現にどのように寄与していくことができるかということ踏まえまして、年明けからの令和4年度当初予算編成に当たってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 最後に、市長に再々質問をさせていただきたいと思ひます。

今から10年前、市長が最初に当選をされたとき、所信表明を述べられました。10年前



ですから2011年5月の臨時会だと思いますけれども、そのときに、市長は所信表明の中で3つの大きな柱を挙げられました。1つは、対話と共感で、協働の地域づくりということ、2つ目は、自然と共生し、発展する地域づくりということ、3つ目に、次代、次の世代ですね、につなぐ安全安心の地域づくりという3つの柱を掲げられました。その柱の中に、持続可能な地域社会づくりをします、そして、市内産業の活性化をします、また、交通弱者に配慮した新しい交通体系を整備しますというようなことも10年前におっしゃっています。

今、こうして考えてみますと、それぞれの所信表明というか、選挙の公約ではないですけれども、市長の思いが徐々に形になってきているということをおも実感しています。

特に市内産業の活性化におきましては、私も商工会の役員として長く携わってまいりましたので、商工会と山県市の関係が昔に比べると、今、非常に関係性が深いというか、絆が強く結びついているような気もいたします。そして、交通弱者に配慮した新しい交通体系の整備ということに関しては、まさに今、新しい公共交通網が整備され、また、デマンド交通なども市内に生まれてまいりました。

政策を語る上において、すぐに実現はできないけれども長い年月をかけて実現ができるということが政治の、実は最も重要な部分であって、今すぐにできないけれども将来的にこうしたいんだというようなことで、政治の仕事というのは、決して自分たちに利益があるということでもなくて、市長はその中でもおっしゃっているんですけれども、自らの利害やしがらみだけを考えるのではなくて、子供たちの幸せを願い、将来の市民のことを考えて行動すべきだということをおっしゃっています。政治として非常に大事なこと、私たち自分の利益ではなくて次の世代に、山県市をすばらしいものに残すということ、山県市をすばらしくするということが次の世代のためであるというようなこと、そうしたことを考えさせられました。

今回の再質問で3つ、私は副市長にお尋ねをしました。まず、中小企業対策、そしてDXの推進、また、グリーン社会の実現、それらは全て、今、10年前に市長がおっしゃっていた所信表明の中に書いてあることで非常に密接なつながりがあると思っています。このとき、所信表明というのは自分の信ずるところを述べるというようなことですが、市長にとっては初めて議会に市長として登壇をされて、初心忘るべからずの初心を表明されたようなことかとも思います。

今の大きな3点について、中小企業対策、そしてDX、また、グリーン社会の実現について、市長のお考えをお聞きして質問を終わります。お願いします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

今、御質問を聞いていまして、11年ほど前の思いを改めて実感したわけでございます。また、そうした中でも評価いただいた1つ目の市内の産業の活性化政策、この活性化政策には2つあると思ひまして、1つは、今の現在、山県市内で企業として、商店として活躍をしてみえる皆さんの企業に対する支援ですとか、そして、もう一つは山県市が元気になるためには、働く場所を確保するという意味では市外から新しい企業に来ていただくということで、今そういった状況が進んでいるという状況になってきていると思ひます。また、市内の交通網につきましても、バスターミナルの供用開始に向けまして市内と市外の新たなバス路線の連携などもできております。そうしたことを踏まえながら、2つ、活性化補助金のこれからの在り方ですとかDXの推進についてお答えをさせていただきますと思ひます。

まず、1つ目の市内企業の活性化補助金につきましては、この制度を活用してくださる事業者がおられるようであれば、1月になりまして予算査定を行ひまして、検討していく段階でございますけれども、来年度、令和4年度におきましても、この制度は可能な限り、予算の状況を見まして進めていく、一定額の確保をしていきたいと考えております。

そして、2つ目のDXの推進につきましては、現在岐阜県のほうでデジタルトランスフォーメーションの推進計画のパブコメ中でありまして、こうした計画を踏まえつつ、専門的業者等の力を有効に借りながら、そうした予算の計上を考えていきたいと思ひます。

そしてまた、グリーン社会の実現につきましては様々な懸念材料が、方法によりましてあることも承知しておりますが、しかし、エネルギーの地産地消という考え方も踏まえ、例えば、太陽光発電等においても一概に排除することはせず、また、CO<sub>2</sub>を吸収する植林等も含め、山県市としてのグリーン社会の実現に向けた令和4年度の予算編成に当たりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で吉田茂広君の一般質問を終わります。

通告順位8番 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） それでは、議長の許可をいただきましたので、1点質問させていただきます。

コロナ後を見据えた観光施策について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は日本全国の観光をストップさせました。コロナが

終息すれば確実に観光は戻るでしょうが、それがいつになるのかは現段階では分かりません。今や、コロナによって全ての観光地が改めてスタートラインに立ったのも同然であり、山縣市にとっては、そこからいかに一步先んじることができるかが重要になります。その点で、山縣市はアドバンテージがあると思っております。

といいますのは、昨年9月にOKB総研が調査研究した岐阜県のマイクロツーリズム展望と題した報告によると、ウイズコロナ時代を踏まえて、観光業界では次のようなキーワードが指摘されているとのことですが、1点目は安心・安全、これは、感染症対策やソーシャルディスタンスを保つということ、2点目は近場の観光、それから3点目は野外、屋外観光であったり、キャンプだったり、そういった野外での観光、4点目は小単位ということで、団体ではなく家族や個人での旅行。このようなコロナ後の観光の姿は山縣市に合っているのではないかと思っております。実際に、みとかや山県ばすけっとなどを中心に、以前にも増して観光客が訪れており、山縣市の自然や文化を生かした観光は大きな武器になると考えております。しかし、単に自然や文化があるというだけでは、旅行者にアピールするには十分ではありません。観光資源に付加価値をつけ、商品として消費者に提示するとともに地域にお金を落としてもらうということを念頭に置く必要があります。

近隣を旅行し、身近な魅力を再発見する、いわゆるマイクロツーリズムは新たな観光需要を創出するとともに、地域の価値の認識による市民のシビックプライド醸成にも効果があると思われまます。大河ドラマ「麒麟がくる」は終了しましたが、大桑城跡の発掘調査は継続し、その成果にも注目が集まるところでもあります。山縣市の自然や文化の資源を最大限に生かした持続可能な観光誘客は大きな可能性があると考えております。

そこで、理事兼まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

1つ目は、山県ばすけっと、四国山香りの森公園香り会館、グリーンプラザみやまなど、主な観光スポットの入り込み客の最近の推移はどのようでしょうか。

2点目は、コロナ終息後を見据え、今後どのような観光施策を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 御質問にお答えします。

御質問のコロナ後を見据えた観光施策についてでございますが、議員御指摘のとおり、今後も感染症対策の継続は必要だというふうに考えております。また、岐阜県においても12月1日から観光業、飲食店などを対象としたワクチン・検査パッケージ制度が開始されていますので、山縣市においても、この施策などに注視してまいります。

御質問の1点目、主な市内観光スポットへの入り込み状況ですが、香り会館・ハーブレンドについては、コロナ禍前の令和元年度入り込み者数は約2万人ほどでしたが、令和2年度には約20%の減少があり、令和3年9月までの集計では回復に至っておりません。また、グリーンプラザみやまについては、令和元年度入り込み者数が約1.4万人ほどでしたが、令和2年度には約30%の減少がありましたが、こちら、令和3年9月までの集計では約15%ほどの回復が見られております。一方、コロナ禍で営業開始した山県ばすけっとについては、7月から9月までの3か月間で約5万9,000人もの来客があったところです。

御質問の2点目、今後の観光施策についてでございますが、周辺の道路整備状況を見ますと、東海環状自動車道の名神高速道路への接続が令和6年度に予定されており、福井県内で整備が進んでいる中部縦貫自動車道においては、油坂峠道路への接続が令和8年度に予定されております。これらを見据え、開通前から誘客を図るための取組を進めてまいりたいと考えております。

また、観光施策を進めるためには官民連携が鍵であり、先日の大河ドラマ「麒麟がくる」に合わせた各種事業を実施した際には、民間の方々との連携の大切さを認識させられたところでございます。

さらに近年、観光地では写真がキーワードとなっております。山県市においても、これまでの風光明媚カレンダー、巡回写真展、パンフレットなど周知活動で得られた反響を踏まえて、引き続き効果的に取り組んでまいります。

これまでの活動を基に、観光行政といたしましては、山県市の魅力発信、観光事業、おもてなしを自ら進める方々や団体を育てる取組に対しても引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 山県ばすけっとは大変多くの来客があったとのことですが、私も時々利用させていただいておりますが、いつもにぎわっているということを実感しております。先日も他市の議員さんが視察に来られ、我がまちでもこのような施設を考えていきたいとおっしゃって見えましたが、今後も先進事例として他市からも注目されるよう、継続して発展することを期待しております。

また、写真をキーワードにして取り組んでおられ、今後も取り組んでいくとのことでしたが、写真を通じて山県市の新しい発見につながり、興味関心を持っていただくきっかけになったのではないかと感じております。写真映えするスポットはSNSで

拡散され、効果的な観光誘客につながると感じておりますので、引き続きの取組に期待しております。

そして、観光事業等に取り組む方々や団体を育てるという取組に対しても引き続き支援していきたいとありますが、やはり観光を支えるのは観光に携わる市民の方々でありますので、引き続き支援をお願いいたします。

最初の質問でも述べましたが、近年の観光のスタイルはマイクロツーリズムの流れになってきております。ある旅行サイトでは、アウトドアの旅行プランはコロナ以前に比べて伸びているという結果があるそうです。

岐阜県の取組で、ぎふの田舎応援隊という制度がありますが、田舎へ行きたい、自然や人と触れ合いたい、田舎でボランティアがしたいと思っている方々が農村地域から依頼のあった活動に参加して岐阜の田舎を応援するという制度で、最近2年間で応援隊の登録者が急激に伸びており、今年の10月末現在で約950名の方が登録されているそうです。活動例としましては、棚田の草刈り作業や屋根の雪下ろしなどがありますが、山県市内では伊自良大実柿の青柿収穫のお手伝いや、北山茶の茶畑の除草作業のお手伝いに来ていただいております。伊自良大実柿の青柿収穫作業には私も一緒に参加させていただきましたが、参加された方にお話を聞くと、毎年参加されているという方や地域の方と交流するのが楽しいなどの声をお聞きしました。このような、単なる観光ではなく、より深く地域と関わるという観光のスタイルも近年の特徴だと感じております。

観光庁は、来年度の概算要求で、第2のふるさとづくりという新規プロジェクトを要求しています。これはどういうのかといいますと、何度も地域に通う旅、帰る旅という新たなスタイルを推進、定着させようとしているものです。必要となるのは、暮らすように滞在し、地域の中で仕事をするための基本機能、そして、地域に触れるゲートウエーとしてのコンシェルジュ、情報発信機能を備えた宿、そして、宿の外で地域の暮らしや豊かな歴史文化、自然、資源、食などの現体験を得て地域住民と交流する。さらに、いつでもリモートワークもでき、多様な人が安心して居心地よく滞在できる場所ということであるそうです。こういった、ぜひ国の動向にも注視していただきながら、山県市により深く関わっていただけるような支援をお願いしたいと思っております。

さて、再質問は観光の広域連携についてお尋ねをします。

先ほど、福井県と接続する中部縦貫自動車道整備を見据えて取組を進めていきたいとの答弁がありましたが、今年の10月には岐阜県知事と福井県知事が会談をされ、先週の岐阜県議会では県知事答弁でこのことに触れられまして、戦国観光をテーマとした共同プロモーションの実施や両県の歴史的観光資源を小中学校等の教育旅行先として紹介す

る取組について合意したとのことであります。

大桑城跡は越前の一乗谷との深いつながりがありますが、大河ドラマ終了後も山城ブームやアウトドア志向の影響もあってか、登山に訪れる方が継続しておられ、山県市の観光の目玉の1つになると思っています。

先日は発掘調査の成果が報道され、伝「台所」で庭園と建物と見られる遺構が見つかり、山の上に庭園が確認されたのは県内初とのことであります。岐阜新聞1面にも取り上げられ、注目を浴びたところです。私も発掘調査の現場を見させていただき、当時は庭園や建物があったのではないかという証拠が見られ、歴史ロマンを感じ、わくわくする気がしました。

大桑小学校では今年度から福井県の一乗小学校との交流を始めて、11月には一乗小学校に訪れて交流を進めております。来年は一乗小学校の児童が大桑小に訪れて交流活動をするという話が既に進められており、大桑小学校の児童はそれまでに地域をガイドできるように学習していくとのことです。

また、大桑城跡を学び・守り・発信する会では、登山道整備や小中学校を対象とした勉強会を定期的で開催しており、来年2月には大桑城と稲葉山城と題した講演会を開催される予定で、その際に小中学校の成果発表も計画されております。このように、地域の機運も今まで以上に盛り上がりつつあるところでもあります。

また、登山道に設置してあるカウンターの集計によると、去年は月平均約1,400名、今年約1,000名の方が来訪されているようです。ドラマ終了後も多くの方に来訪されているところですが、先日の発掘調査の成果にも関心を持っておられる方が多くみえると思いますので、今後はその成果を展示公開していただくなど、多くの方に伝えていただけたらと思います。

さらに、来年の大河ドラマは「鎌倉殿の13人」ということが決まっておりますが、そのうちの1人に常陸国、茨城になります。その守護の八田知家という人物が登場します。その方が山県市と大変深い関わりがあります。といいますのは、八田知家の妻は伊自良からめとっておりまして、その次男であります有知は承久の乱で戦功が認められて、母の出生地である伊自良の地が与えられたということでもあります。その後、伊自良城、今の藤倉城ともいいますが、そこを築いてこの地に住み、大桑城落城まで数代にわたって勢力を張っていたと伝えられております。そして後に、有知の子孫は福井市の美山地域に移り住んで館を構えて住んでいたということでありまして、今でも福井市のほうには伊自良館跡が残っております。伊自良がドラマの舞台になることはまずないでしょうが、八田氏との深い関わりがある伊自良の地をこの機会にPRして、郷土の歴史を

再認識するいい機会になるとは思っております。

このように、山縣市全域に広がる歴史遺産を時間と空間によって紡がれたストーリーとして捉えて、広域での連携を図りながら相互に交流、体験することは大変興味深いこととあります。

そこでお尋ねをします。

1点目は、生涯学習課長にお尋ねします。

多くの方が関心を持っておられる大桑城跡ではありますが、大桑城登山のみでなく、その成果を展示公開していただき、来訪者にも見ていただく機会をつくっていただきたいと思います。今後のお考えをお尋ねします。

2点目は、理事兼まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

戦国を中心とした広域連携として、特に福井県との広域連携を進めていただきたいと思います。福井県側では来年、一乗谷朝倉氏遺跡博物館が10月にオープンする予定で、連携して取り組んでいただく絶好の機会であると考えております。さらに、岐阜城とのつながりで岐阜市との連携や、東美濃では山城連携に取り組んでおられますが、こういった東美濃との連携、また、岐阜県で取り組んでおられる関ヶ原との連携、県内20市町が参加している戦国武将連絡会の活用など、広域連携で取り組んでいただき、さらに、来年の大河ドラマも視野に入れた取組を進めていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 加藤議員の再質問にお答えします。

今年度の大桑城跡発掘調査の一般公開につきまして、先月11月27日土曜日から28日曜日の2日間実施しまして、250名の見学者の方に来ていただきまして、市内外の皆様の関心の高さを感じることができました。また、今年度の大桑城跡発掘調査成果の展示公開の見通しについてでございますが、令和4年3月15日火曜日から4月17日日曜日までの約1か月間、古田紹欽記念館にて速報展示会を実施する予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。

○理事兼まちづくり・企業支援課長（大熊健史君） 再質問にお答えします。

いただいた御質問のうち、観光施策に主軸があるところについてお答えいたします。

広域連携、広域観光への取組でございますけれども、今年度、山縣市を含む県内の観光担当部署20市町が参加し、岐阜戦国武将観光推進連絡会が設置されました。ここでは、歴史や観光に関する各市町の取組や先進事例の情報共有、さらに、全国イベントや県主

催イベントへの出展や関ヶ原古戦場記念館を拠点としたプロモーション活動を展開しております。

また、福井県との連携においても、歴史や山城がテーマとされた場合には同推進連絡会の参画が想定されておまして、これらの動静に注視し、好機を逃さず効果的に取り組んでまいりたいと考えております。このように、全国的あるいは県が推進するアフターコロナにふさわしい広域観光との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 今、今後、広域連携を進めていくとの御答弁をいただきました。

御答弁の中にありました戦国武将連絡会についても、こちらは県のほうで、県内の史跡について史跡のジオラマを作成したりとか、戦国武将のイラストを作成するようなことを順次進めているということを知っておりますので、山県市のほうでも、ぜひ県のほうに働きかけていただいて、取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

再々質問は市長をお願いします。

観光ということでは、文字どおり、観光というのは地域の光を観るという意味ではありますが、その光とは、まずこの地域で誇れるもの、自慢できるもの、愛され続けているものということになりますと、それはかけがえのない歴史遺産が観光施策の目玉的存在になるのではないかと考えておりますが、市長は大桑城跡を学び・守り・発信する会主催の登山道整備にも先日参加をされ、また、岐阜市主催の信長学フォーラムなどにも先日参加をされて、歴史遺産の保存活用にも関心を持って行動していただいているところですが、例えば、先ほど申しました来年福井県にオープンする一乗谷朝倉氏遺跡博物館に大桑城を紹介していただいたり、来年大河ドラマの舞台になる鎌倉には多くの方が訪れることになると思いますが、大河ドラマ関連の展示などに伊自良を紹介していただいたり、こういったことをトップセールスで周辺地域との連携を進めていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

昨年3月にちょうどインターチェンジ開通を機といたしまして、それまで進めていた企業誘致等も進めてくることができました。そうした道路整備の状況で、市外、県外との交流についても、これからは活性化に期待しているところでございますし、先ほどお話にございましたように、岐阜市で開催されました信長学フォーラムにも招待をいただいで参加させていただきました。そしてまた、現在、山県市で進めております大桑城



跡の発掘調査によりまして、これまで知られなかった新たな発見があったこと、また、それが観光の光となるような、かけがえのない歴史遺産を新たに発見された、見いだしたということです。そういった歴史的な遺産を他市町村と連携をしまして、先ほど課長も答弁をいたしましたけれども、そうした連携の絆をまた私どものほうから、こちらから他市町村へ働きかけながら、お互いにどんな連携ができるのかという実践的なところをこれからしっかりと模索しながら進めていきたいということを考えております。

そうした様々な交流の芽が膨らんでいる中で、また、先ほど御紹介いただきました大河ドラマ関連の展示等につきましても同じような形で、そういった状況を見ながら山口市からの新たな観光の歴史資産の光を発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時から再開いたします。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 9 番 寺町祥江君。

○3 番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を通告のとおり 1 件させていただきます。

保育園の民営化についてお尋ねをいたします。

本年第 1 回定例会において、市議会は市内 2 園の保育園施設に関する条例の改正と建物の無償譲渡、敷地の無償貸付けを可決いたしました。市は、高富保育園は社会福祉法人同朋会、富岡保育園は学校法人春日学園と民営化移管に関する移管前協定を結び、2023 年、令和 5 年度から民営化のスタートを予定しています。

保育園民営化指針には、協定締結後に要望対応、調整、問題解決に積極的に関与し、最終的な責任を負うものとされている代表保護者、事業者、山口市による三者協議の場を設けること、保護者会説明会の開催についても記載がされています。

実際に開催された保護者説明会に私も足を運びましたが、コロナ禍で参加者数にも制限があり、まだまだ多くの意見をお聞きする必要性を感じました。保護者との協議を重ねながら民営化を進めていく方針であったかと存じますが、協定締結後からこれまでの進捗状況はどのようなか、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 御質問にお答えいたします。

近年の核家族化や女性の社会進出により保護者の就労形態も多様化し、保育園に求められる多種多様な保育ニーズに対応していくため、保育園民営化を進めてまいりました。

社会福祉法人同朋会、学校法人春日学園と民営化に関する移管前協定締結後、民営化を円滑に推進するに当たり、保育士の処遇、保護者の保育サービスの変化による不安、法人と山縣市との詳細なすり合わせなど、様々な課題について取り組んでおります。

保育士の処遇についてですが、4月に保育士説明会、意見交換会を実施し、2法人から移管後の保育方針、保育士の処遇について説明を受け、移管後のイメージを理解していただきました。また、12月には令和5年度からの山縣市の保育士、調理員の採用見込み数を周知した上で、会計年度任用職員の意向調査を行い、それと同時に2法人の職員採用案内を配布し、進路について考える1つの材料とし、処遇についての不安の軽減を図っております。

保護者の保育サービスの変化による不安に対しては、5月に、高富・富岡保育園の保護者に限定せず、全園の保護者等を対象に保護者説明会を実施し、保育方針の説明や保護者から課題や疑問に答え、また、9月には保護者会等と法人、山縣市による三者協議会を実施し、移管先法人からの説明や保護者が疑問に思っている点など協議を行い、民営化による変化に対しての不安の軽減を図りました。

保護者説明会と三者協議会の内容については、出席できなかった保護者の方にも情報共有していただくため、コドモンでの配信、ホームページでの公開、子育て支援課と保育園には資料として設置し、広く内容を周知しております。

今後も三者協議会を定期的で開催し、情報を共有しながら保護者の不安の軽減を図っていく予定でございます。また、山縣市と法人との詳細についてのすり合わせについては、10月に備品等確認、11月には合同保育等の計画や一時預かり保育、延長保育等協議を行いました。基本的には山縣市の方針を踏襲することになりますが、今後も細部にわたり協議しながら円滑に移管できるように進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

ただいま子育て支援課長より、移管に関して、保育士や保護者への説明についてお答えをいただきました。今後も細部にわたり協議していかれるとお答えをいただき、引き続きの御尽力を願います。

移管に関する不安の解消、民営化による保育サービスの力を発揮していただくために

は多くの意見を聴取し、すり合わせていく必要があるかと存じます。三者協議会において、保護者の代表となる方々が過度な責任を感じたり、不安を抱えられないかと懸念いたしますが、その点に関してはいかがでしょうか。子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 再質問にお答えいたします。

三者協議会は保護者会等と法人、山口市で構成されていますが、意思決定機関ではありませんので、出席された保護者の方が責任を負うようなことはございません。三者協議会に出席できない保護者の方に対して、三者協議会で協議された内容についてコドモン等で配信し情報共有し、内容について、意見やそれ以外で不安に思われるような意見をコドモンで返信していただいたり、直接保育園へ御意見をいただいております。

今後、民営化が迫ってきますと不安や疑問が具体的になってくると思いますので、保護者が相談しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再々質問をさせていただきます。

今後も相談しやすい体制づくりに努めていただけるとお答えをいただきましたので、引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

令和3年第1回定例会において、保育園の民営化導入後を見据えた保育の長期ビジョンについてお尋ねをいたしました。山口市の保育が今後目指す保育の在り方、民営化を含む市全体の保育が何に取り組んでいくのか、特色や独自性を持った保育を進めていく上でも、これまで山口市全体で取り組んできた揺るがない保育の要素を明確にしていくことが必要であることをお伝えいたしました。従来の子園の在り方を改めて見直すよい機会にもしたいと考え、山口市の魅力的な保育ビジョンというものを発信していく旨をお答えいただいております。

先行き不透明な時代に光を差すのはビジョンであると考えます。山口市の保育が何を目指しているのか、どこに向かうのか、そのために何をするのか、山口市全体の保育の未来像を示す必要があると考えます。

今年度より地方創生推進交付金事業として進められている美山地域の保育施設等を中心とした地域創造事業は、最終的には官民協働の下での民間主体の園運営を目指し、その事業のKPIとして令和5年に1施設を民営化するという目標値が掲げられています。市内2園の民営化が進められているさなかではありますが、山口市の今後の方針はどの

ようでしょうか。子育て支援課長にお尋ねして質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 加藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤法子君） 再々質問にお答えいたします。

山口市では、誰もが子供を産み育てることに希望を感じ、安心して子育てができる、そして、次代を担う子供たちが心豊かで健やかに成長することができることを基本理念に子育て支援事業を推進しています。その中で、保育園の現状は女性の社会進出により、特にゼロ歳児から2歳児までの保育需要が増加傾向にあります。令和3年度、小規模保育園の開設及び令和5年度、保育園民営化開始予定となり、早朝等時間外保育の充実、特色ある保育活動、様々なサービスや手法を取り入れ、保護者の希望に応じた選択ができるようになります。また、山口市の特性を生かした自然体験保育や、木に親しむため岐阜県材を使用した椅子やテーブルの導入、保育園ICT化などの特色ある保育事業に取り組んでおります。今後も恵まれた自然財産をさらに活用し、美山地域の保育園においては自然体験型保育を推進し、他園にも同様に自然体験型保育を推進していく予定となっております。

地方創生推進交付金事業の事業目標の中で、令和5年度に美山地域の民営化1施設となっておりますが、地方創生推進事業の構想の中の事業目標であるため、今後、保護者のニーズ等、総合的に勘案して検討していきたいと考えております。

山口市は、今まで公立保育園のみであったため、保育方針も画一的でしたが、今後は民営化される保育園もあり、柔軟な取組が期待されます。地域の特性を生かしながら、魅力ある保育園の在り方を目指してまいりたいと考えております。今後、少子化がさらに進み、保育を取り巻く環境も変化していくことが考えられますので、それに対応できるよう各保育園の独自性や創意工夫により、よりよい保育環境の確保を目指してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

通告順位10番 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 議長にお許しを得ましたので、通告どおり、1問質問させていただきます。

質問事項、雪対策について。

まず冒頭、今年、私自身1年振り返りまして、1月1日に雪が降りまして、今年の最初の仕事は家の雪かきからスタートでした。

質問事項に入ります。

雪になり、気温がマイナスになり雪が積もることも大いに考えられます。山県市においては、積雪時における路面凍結によるスリップ事故などを防ぐため、凍結防止剤の散布が行われています。自動車ドライバー、自転車、歩行者、皆さん通行の際、注意が必要です。そして、冬期における円滑な交通確保が行政に求められます。国道、県道は15センチ以上、山県市市道は積雪20センチ以上で除雪すると聞いております。近年、除雪業者が年々減少傾向にあるとお聞きし、今後の除雪に対する不安が残ります。また、旧美山地域では国において豪雪地帯に指定されており、過去に昭和56年豪雪、このとき積雪1メートル以上、平成18年豪雪の折には積雪1メートル以上あり、旧美山北中学校の体育館屋根が積雪により崩落しました。

そこで1点目、山県市の年々減少している除雪業者の確保について、建設課長にお聞きします。

次に、2点目、山県市においても年々高齢者人口が増え、積雪で屋根雪や家の周りの雪も高齢者や独居老人ではなかなか排除することは難しいと考えられます。そこで2点目、高齢者・障がい者世帯などの屋根の雪下ろしについてどのように考えていらっしゃるか、福祉課長のほうにお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 高瀬建設課長。

○建設課長（高瀬正人君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、年々減少している除雪業者の確保についてでございますが、今年度は山県市内において除雪の委託を契約する予定業者は36社でございます。この内訳は、高富地域18社、伊自良地域5社、美山地域13社で除雪をお願いしております。また、一部地域においても除雪業者に凍結防止剤散布も併せてお願いしているところでございます。

山県市ではあらかじめ複数の業者と除雪や凍結防止剤散布について単価契約の締結をしまして、除雪は積雪量20センチメートル以上が予測される場合、凍結防止剤散布は気温が零度C以下になると業者がすぐに対応できる体制を整えております。道路の除雪についても、緊急性を考慮し、除雪路線は事業所が近い路線を委託することにより効率的な除雪を行えるようにしております。しかしながら、こうした体制を整えましても、除雪業者の確保については、オペレーターがいないとか、諸事情により除雪を辞退する業者がございます。合併時に比べますと除雪業者は10社ほど減少しております。このため、平成20年から除雪委託業者の負担軽減を図るために機械基本補償料をお支払いし、除雪業者の確保に努めております。

また、先月の11月17日には瑞浪市で岐阜県都市土木部課長会議が開催され、この中で

も、除雪委託業者の確保についてという提案議題がありましたが、各市町村においても対応に苦慮している状況でございました。

除雪業者の確保につきましては、今後においても対策を講じなければならない課題であると認識しており、他市町村の支援の取組にも注視しながら除雪業者確保に努めたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 御質問の2点目にお答えします。

高齢者や障がい者などの雪下ろしの作業が困難な世帯に対しましては、冬の暮らしの安全確保を図る必要があると考えており、高齢者世帯などから雪下ろしに関するお問合せをいただいたときは、参考として市内で実施いただける事業所やおおよその費用などを御紹介するとともに、山県市高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業についてもお伝えをしているところでございます。また、雪下ろし助成事業については、広報やまがたやホームページに掲載して周知を図っています。

この助成事業は積雪50センチ以上の住宅の屋根の雪下ろしに要した経費について助成を行うもので、助成の対象は75歳以上の独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や身体障がい者手帳の1級または2級の方が属する世帯で、18歳以上16歳未満の当該障がい者以外の男性が同居していない世帯、母子または寡婦家庭世帯です。助成対象経費は、雪下ろしに要した経費であり、第三者に依頼した場合に限ります。助成額は1世帯当たり3,000円を上限とし、助成回数は同一年度において1回を限度としています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 建設課長、除雪業者さんはあんばいよく雪をきれいに取っていただけると山県市民の方によくお聞きします。今後も除雪業者さんの確保に御尽力よろしく願いいたします。

2点目、福祉課長に再質問いたします。

屋根の雪下ろしの紹介先があることは理解できたのですが、高齢者には広報、ホームページなどの周知ではなかなか伝わりにくいかと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、高齢者などへの周知は広報やホームページだけでは伝わりにくいこともあるかと思えます。そのため、日頃、地域で見守り活動をしていただいている

民生委員さんに、高齢者宅などを訪問される機会などを利用して雪下ろしの助成制度をお伝えいただくよう、御協力をお願いしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） ありがとうございます。

高齢者に対応した周知の強化のほう、今後ともよろしく申し上げます。

以上で質問のほうを終了させていただきます。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市原福祉課長。

○福祉課長（市原修二君） 失礼いたします。

2点目の最初のお答えをさせていただいたときに、ちょっと私、言い間違えているかもしれませんので、改めて助成対象者について、再度お答えをさせていただきます。

助成の対象者は75歳以上の独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や身体障がい者手帳の1級または2級の方が属する世帯で、18歳以上65歳未満の当該障がい者以外の男性が同居していない世帯、母子または寡婦家庭世帯です。すみません、訂正させていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

---

○議長（武藤孝成君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

17日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時26分散会

令和3年12月17日

# 山口市議会定例会会議録

(第 5 号)



## 山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第5号 12月17日(金曜日)

○議事日程 第5号 令和3年12月17日

日程第1 議第90号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第7号)

日程第2 質 疑

議第90号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第7号)

日程第3 委員会付託

議第90号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第7号)

日程第4 常任委員会委員長報告

議第81号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第5号)

議第84号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第85号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について

議第87号 市道路線の認定について

議第88号 市道路線の廃止について

議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第6号)

議第90号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第7号)

日程第5 委員長報告に対する質疑

議第81号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第5号)

議第84号 令和3年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第85号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について

議第87号 市道路線の認定について

議第88号 市道路線の廃止について

- 議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 討 論
- 議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第87号 市道路線の認定について
- 議第88号 市道路線の廃止について
- 議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 採 決
- 議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議第87号 市道路線の認定について
- 議第88号 市道路線の廃止について
- 議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）
- 議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議員の派遣について

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 質 疑
- 議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）

日程第3 委員会付託

議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）

日程第4 常任委員会委員長報告

議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）

議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について

議第87号 市道路線の認定について

議第88号 市道路線の廃止について

議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）

議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）

日程第5 委員長報告に対する質疑

議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）

議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について

議第87号 市道路線の認定について

議第88号 市道路線の廃止について

議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）

議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）

日程第6 討 論

議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）

議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について  
議第87号 市道路線の認定について  
議第88号 市道路線の廃止について  
議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）  
議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）

日程第7 採 決

- 議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）  
議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について  
議第87号 市道路線の認定について  
議第88号 市道路線の廃止について  
議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）  
議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）

日程第8 議員の派遣について

---

○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番  | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番  | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番  | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番  | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君  |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	久保田 裕 司 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総務課長	奥 田 英 彦 君
企 画 財 政 課 長	谷 村 政 彦 君	税 務 課 長	大 西 義 彦 君
市 民 環 境 課 長	山 田 正 広 君	福 祉 課 長	市 原 修 二 君
健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君	子 育 て 支 援 課 長	加 藤 法 子 君
農 林 畜 産 課 長	森 正 和 君	水 道 課 長	丹 羽 竜 之 君
建 設 課 長	高 瀬 正 人 君	理 事 兼 まがひ小企業課長	大 熊 健 史 君
会 計 管 理 者	江 尾 浩 行 君	学 校 教 育 課 長	日 置 智 夫 君
生 涯 学 習 課 長	藤 根 勝 君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	土 井 義 弘 君	書 記	長谷部 尊 徳 君
書 記	山 口 真 理 君		

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）

○議長（武藤孝成君） 日程第1、議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました議案について御説明申し上げます。

資料ナンバー5、議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1億6,755万円を追加し、その総額を146億4,814万4,000円としようとするものでございます。

今回の補正は、当初、年内の現金先行給付等5万円と、年度末頃にクーポンで5万円の給付が予定されておりましたが、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の給付方法について、10万円の現金一括給付が可能とされたことから、第6号補正でお願いしました先行給付分等に加え5万円の追加給付分を補正し、一括給付を可能にしようとするものでございます。

7ページ、お願いします。

7ページの歳出には、第6号補正と同額の1億6,755万円を計上し、その財源は全額国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を見込んでおります。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

---

日程第2 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第2、質疑。

市長提出議案、議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）に対する質疑を終結いたします。

---

### 日程第3 委員会付託

○議長（武藤孝成君） 日程第3、委員会付託。

議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり常任委員会に付託いたします。

直ちに厚生文教委員会を開催しますので、関係委員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。

なお、委員会が終了次第再開いたしますので、議場にお集まりください。よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時34分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### 日程第4 常任委員会委員長報告

○議長（武藤孝成君） 日程第4、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 加藤義信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（加藤義信君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月9日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第81号、議第83号及び議第86号から議第88号までの所管に属する条例案件1件、補正予算案件1件、その他案件3件の5議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、政策参与の報酬月額28万円の根拠について、また政策参与の勤務形態、任期規定はどのようなか。政策参与を設置する上で一番の重点政策は何か。議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）（総務産業建設関係）では、総務管理費、財産管理費、美山支所再整備各種工事に関して、工事の全容及び現在の進捗状況はどのようなか。総務管理費、企画費、コミュニティ助成事業に関し

て、助成額150万円の内容について。総務管理費、情報管理費、Wi-Fi環境整備工事に関して、備品購入費でオンライン端末439万6,000円とあるが、具体的にどのような端末を何台導入するのか。また、対象使用者は誰を想定しているのか。議第86号 工事請負契約の変更契約の締結については、変更契約の内容は工法の変更との説明があったが、具体的にどのような理由により工法の変更となったのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第81号、議第83号及び議第86号から議第88号までの5議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 山崎 通君。

○厚生文教常任委員会委員長（山崎 通君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月10日午前10時より開催し、審査を付託されました議第82号から議第85号及び議第89号までの5議案の所管に属する条例案件1件、補正予算案件4件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）（厚生文教関係）では、児童福祉費、児童福祉総務費、施設型給付費等負担金においては、17人分計上してあるが、1人当たり30万となるその理由は。保護者が負担している額との差額分を公費で負担しているのか。預ける保育園によって1人当たりの金額が違うのか。児童福祉費、児童福祉総務費、放課後児童クラブ各種備品においては、クラブで使用する座卓等の内訳は。また、それぞれどこに設置するのか。クラブの利用人数は違うが、均等に座卓を配置して同じように密が回避できるのか。利用人数が少ないクラブでも5台座卓が必要なのか。児童福祉費、保育園費、エアコン改修工事においては、改修工事を実施する保育園はどこか。議第89号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第6号）では、児童福祉費、児童措置費、子育て世帯への臨時特別給付金給付費においては、対象者は学生だけなのか。社会人も含まれるのか。また、婚姻している18歳以下の人も対象か。婚姻している人は対象外である根拠は。現金とクーポンの配布と2回で給付となるが、15歳以上18歳以下の対象者は2回申請する必要があるのか。申請方法について市の考えはなどの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第82号から議第85号及び議第89号までの5議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、本日審査を付託されました議第90号、補正予算案件1件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第90号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第7号）、児童



福祉費、児童措置費、子育て世帯への臨時特別給付金給付費において、今回支払う10万円については12月27日までに支払いをすることができるのか。今年度末までに生まれる人数で支払われるのか。また、本予算に対する新生児の見込み人数は何人か。所得上限の対象者は何人か。既に5万円給付分の案内が発送されているが、その案内には12月20日までに受け取らない意向の人は申請することになっている。この申請の取扱いは。再度案内を発送するとのことだが、申請に関して混乱することが想定される。問合せ先は子育て支援課でいいのかななどの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第90号の議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 常任委員会の委員長の報告が終わりました。

---

#### 日程第5 委員長報告に対する質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第5、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第6 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第6、討論。

これより、議第81号から議第90号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、賛成討論をしたいと思えます。

議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第6号）と、同じく補正予算（第7号）です。

今回の18歳以下の子供への10万円給付について、岸田政権が世論の批判も浴びて、遅きに失したと言わざるを得ませんが、ここに来て土壇場で、年内一括10万円現金給付実現の道が開けました。子供の未来支援であれば、本来的には児童手当等の増額や児童手当の対象を高校生に拡大することなどが求められます。一方で、注意が必要なのは、給付に関する所得制限の議論から、児童手当を改悪するという許されない言動が与党内部から出ています。本末転倒と言わざるを得ません。

今回の給付金をめぐる議論の中、コロナ禍で本当に困っている人々に給付金が届かないことも問題になっています。働く貧困層と言われるワーキングプアの方々は政府の統計でも1,200万近く、その中で年収100万から200万の方が720万を超えています。この方々は今回の給付金の対象外です。また、コロナ関連の経営破綻は3か月連続で過去最高を更新しています。事業復活支援金の規模を拡大し増額することや、家賃支援金の再給付も求められています。

今回10万円給付の支給について対応が二転三転し、自治体での事務作業等にも混乱を来しました。引き続き、職員の方には大変御足労をおかけすることになりますが、年内に一括して現金支給がされれば、2年続きのコロナ禍で大変な思いをしてきた子供たちにいいお正月が届けられます。冒頭のように引き続き、困っている方々への支援が届くように政府に要求するとともに、今回、2つの山口市一般会計補正予算について、賛成の意を表して討論とします。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

## 日程第7 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第7、採決。

これより、採決を行います。

議第81号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第82号 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第83号 令和3年度山口市一般会計補正予算（第5号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第84号 令和3年度山口市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第85号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第86号 工事請負契約の変更契約の締結について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第87号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第88号 市道路線の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第89号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第6号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第90号 令和3年度山県市一般会計補正予算（第7号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議員の派遣について

○議長（武藤孝成君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山口市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員派遣をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定されました。

---

○議長（武藤孝成君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和3年第4回山口市議会定例会を閉会といたします。

午前10時50分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 武 藤 孝 成

7 番 議 員 郷 明 夫

8 番 議 員 操 知 子